

度願申出候に付如願之御免被成下候迄數十ヶ年之間御用無遲滞相勤一入深切之事に候。依て右爲御賞御羽織地一反被下置候事。  
天保四年十月

鷺尾甚吉者。名取郡長袋傳兵衛二子。根白石村甚左衛養以爲子。甚吉生天明六年某月日。死天保五年十月八日。得年四十九。爲人有才氣。走人之急。猶自己。見人之窮。散財以救。爲擢爲村正。文政年間。官有擧田之舉。使伊藤義兵衛管之。甚吉與有力焉。苟有山畔溪林之當爲田者。寸地尺壤無不爲之。用力開墾。以充公田。殆數千畝。不幸而不終業而死矣。有子兵左衛門者。繼爲村正。與擧田事與父同。無何官賞之。許稱姓。蓋官不棄其父之勤勞。所以賞其子也。凡許民稱姓者。國之重賞。然則甚吉之勤勞不問而知也。兵左衛門請予曰。先人有此勤勞。而有重賞。爲之子孫。可不思且戒乎。因勒于石以欲傳不朽。願記焉。予與兵衛相識久矣。且感其至情。故不敢辭。述一二所聞如此。文久記秋七月。  
朽木某撰。三陽主人應需書。孝子兵左衛門建焉。

白雪のきえにし事を思ひつゝ、あまこふ袖は春雨そふる。可納。

山風のふ々に誘れ知る雪のあまこふ消しこころ悲しき。山人。

吾友鷺尾君沒。訃至驚慟失措。悲淚漣然。余嘗卜居宮城郡西田中村。以與君隣村。往來親暱。既而移居廳下。憾不得晨夕接膝。豈圖忽爲地下之人。哀哉哀哉。君諱兵左衛門。鷺尾其姓。父諱甚吉。母鷺尾氏。以文化六年十月二十二日。生君於根白石村。君性質直。年二十四爲村正。晨勉夕勵。盡心民事。人苟有過。則訓諭懇切。能使人悔非遷善。以故闔村心服焉。不幸失明。辭職而老矣。明治十年一月一日沒。有辭世之歎曰。阿利加太也。八乃久留之美。未奴加禮天。寸受之幾美知仁。加湯留守禮之左。享年六十九。銘曰。秉心正直。理事諱審。言行不二。永爲鄉範。

明治十年四月十五日

友人 朽木昭春誌書

仙榮居士諱榮三郎。父諱甚吉。母鷺尾氏。以文政七年六月生焉。幼而深沈。天資律直。純孝良悌。爲三親所鐘愛。壯年頃欲投身農事。以揚家聲。途詣與家兄同居于茲久矣。不幸而歲之時五十三之時。逢乎家兄失明。辭村正職而老矣。遂繼其遺志代爲村正。夙夜不忘宣力民事。賞其功勞。時之執事。稱讚書卷爲一軸。至今藏家庭。貽子孫云爾。又勉家計平素以節儉力行。內獎勵家人。外爲村民率先。以故內外舉服從焉。可謂能移風替俗。語曰。君子德風。小人德草。草加之風。則必偃。噫是居士之謂歟。享年七十有五沒。頃者余銘其墓。辭不得乃。銘曰。內孝於家。外忠於村。存劬厥志。貽其功。

明治三十一年五月二十五日

山陽產相原文山誌

【赤間三郎治】 嘉永二年正月實澤に生る。至誠志操遠大にして眼前に迷はず、意志強固にして善と認むれば如何なる困難も之を排して決行す。然して事成らざるなし。夙に村内の平和と實力養成に志し、村内有志と相謀り現に本村有財産として、字嶽山に山林八百餘町歩を有せしむるに至りたるは既に町村制實施以前に於て、各村有志者の共同團結を計られたる結果にして、實に本村將來の幸福を生むべき財源を獲得せしめたるは全く三郎治熱誠の賜なり又常に貧究者を扶助誘導して其の家業を勵まし、情弱の風を矯正す。明治三十二年村會議員に舉げられて以來十有餘年其の職に在りて、陰に陽に村治の發展を計る。學務委員となるや就學を督勵す、偶々貧困の爲め就學せしめ難きものあれば金品を與へ缺席するものあれば騎馬にて之を訪ふ、本校舎移轉の際の如きは、一日として休みしことなく、よく人夫を監督し、爲に豫定日數よりも早く之が完成を見るに至る。又學年末に至れば己れの手當を全部寄附して、兒童の獎勵に資する等其の熱誠實に驚くばかりなり現今父兄の進んで通學せしむるに至り督勵の必要なきに至りしもの氏が熱誠に感動せるに依る同三十四年十二月本縣學事獎勵規定に依り其の賞として視箱一個下賜せらる。同四十年實澤區長となるや、區民の一致を計り益々人心の改良統一に努力せり。故に區民は氏を見ること恰も慈父の如く事細大となく協議して其の意を尋ね以て圓滿を計りつゝあり。又本村の里道は從來迂回狹隘にして不便甚しく、殊に火災に際しては啣筒の運搬に苦み物資の運搬意の如くならず、産業上にも影響すること甚だしきを以て、之が改修を志し、も、村經濟の許さざるが故に殆ど戸毎に就き、改修の必要を説き遂に有志の同意を計り、同三十六年自費を投じて一部落道路の測量其の他の雜費を支辨し、村民を説きて勞力寄附を乞ふ、村民も亦其の至誠に感じ、進んで勞役に服し遂に村内到る所車道となれり。大正三年村内有志産業の發展金融の圓滿を計らんが爲に、信用組合を組織するや、舉げられて亦發起人の一人となり、勸誘尤も勉め、遂に好果を奏するを得たり。是より曩き同四十四年一切の公職を辭し、本村青



年の養成を計り、私費千五百餘圓を投じ、仙臺市北山町に學生寄宿舎を設け、之を本村に寄附し、自ら進みて寄宿舎の監督に任じ、學生の便宜を計ると共に其の行動を監督し、温厳宜しきを得るを以て子弟は恰も祖父の下にある感をいだかしむ。氏今や六十有八尚ほ公言して實澤小學校の改築里道全部の改修を見ずば死せずと、然も墨鏢として本村のみならず仙臺市北山町のために盡粹しつゝあり。(大正五年八月現在)

賞狀。宮城縣宮城郡根白石村學務委員赤間三郎治。明治三十一年以來本縣に於て學齡兒童就學の普及を期し其の事務勵行するに當り能く其の職を盡し成績顯著なるを認む因て本縣學齡兒童就學獎勵規程第三條により硯箱壹個を附與し之を賞表す。

明治三十四年十二月二十日

宮城縣知事從四位勳三等 小野田元熙

赤間三郎治君頌德碑。宮城郡教育會長正六位勳五等早川智寬題額。

君は宮城縣宮城郡根白石村の人、嘉永二年一月十日生る。資性豁達思慮深遠人に接する府城を設けず、事を劃して遺算なし、常に貧者を扶助し後進を誘導す、其の公共事業に盡瘁せられし功績に至りては盡没すべからざるものあり、明治三十年實澤小學校學務委員に擧げらるゝ、十有餘年一日の如く校長を補佐して郷學發達を圖る偶貧困にして登校すること能はざるものあれば、特に私財を惠與し之をして學に就かしむ、父兄に逢ふ毎に子弟教育の必要を説く一鄉靡然として學に向へり、其他校舎の改築に數地の擴張に率先奔走して曾て懈らず事其筋に聞え、本縣知事より表彰せらる。同四十年拔ぐられて實澤區長となるや専ら區内の平和と人心の善化に努む、凡そ區の事細大を問はず常に圓滿の解氷を見たるは君の力與りて大なり、同三十二年八澤川に數百間の潜水用水路を開鑿し灌漑の便を得しは水組員の協力に依るも抑亦君の計畫其の宜しきを得しが爲なり、君又里道の改修に志し東奔西走多大の私財を投じて其經營を計る一村其至誠に感動して之に賛し比年ならずして山村に稀なる車道の完成を見るに至る、君亦村會議員に選ばれ其の職に在る前後十餘年、善く村長を補け和衷協同して銳意村治の發展を資く、曩に泉ヶ岳に於て山林百餘町歩を獲得村有となし、本村將來の財源たらしめしも亦君が町村制實施以前に於て郷黨反目疾視の弊風を一掃し有志の一致を計られたる結果に外ならず、其他熊野神社基本財産造成に林泉寺本堂建設に本村信用組合組織に一ととして君の力に待たざるものなし。晩年万一千一切の公職を辭し家事を嗣子に委ね一意本村青年教育に志し數千圓の私財を投じ仙臺市北山町に學生寄宿舎を建設し、之を本村

に寄附し自進んで其監督に當り學生と寢食を共にし指導誘掖に努む。君が育英の徳光に浴する者數十人、隣村亦其徳を慕ひ來りて寄留する者拾數人に及ぶ、而して君が功果は獨本村に顯はるのみならず、仙臺市に在るや北山町民の信賴する所となり警火組合長青年會顧問に擧げられ、之が爲めに盡す所亦鮮からず、嗚呼君の功績に不朽にして其徳實に後世に傳ふべし、故に大正六年一月十一日其の歿せらるるや一村擧げて之を哀惜せざる者なし、同年二月村議其功に報いんと欲し、謝恩狀慰勞金及記念品を贈る更に區民一致の決議に依り碑を建て一は以て其徳に報い一は以て永く其功を彰さんとする。

實澤小學校長木村學撰文 八十五翁白石良元書

【早坂平吉】

村治上に貢獻し事蹟の顯著たりしは濱田知事の旌表のみならず、勤勞表彰碑の金石文に昭かなり。

早坂平吉翁勤勞表彰碑。自治之制輔村長使全其職者村會議員也。村長與議員得其人爲而後治績始可觀矣。早坂翁平吉宮城郡根白石村人。考諱惣七長男妣相澤氏。以弘化二年三月七日生家世業農。翁爲人至誠恪勤。持正惡邪夙從學朽木五左工門。明治十四年被命官林九等監守。十九年山林局備官林十三等監守。尋轉宮城大林區署巡邏。又爲西田中區總代。二十五年爲區長代理。二十八年被命官林九等監守。勤務多年勵精服職懇切接。區民能踴躍上下意思。最盡力改善風紀矯正滯納之弊。庶幾大舉一區仰其徳。事達于縣。大正四年十一月十日。濱田宮城縣知事依市町村治績表彰規程賞賜時計。且授與甲種賞狀表彰其勤勞可謂榮矣。區民感激欲建碑勒功以圖不朽。來謁予文。予謂是足以垂範於後昆也。乃敘述事歷梗概。係之以銘。銘曰。

竭力村治。三十餘年。改風矯弊。功績永傳。

大正五年一月二十五日西田中區一同建之。

根白石尋常高等小學校長馬場直正撰並書 石工伊澤徳藏刻

【樋渡幸三郎】

根白石村根白石に生る、勤勉力行長ずるに及び父の業を繼ぎ、酒造業の販路の擴張と經營の改善に努力す、村會議員に、郡會議員に、根白石村長、一宮城縣會議員の公職に貢獻す、その例を擧ぐれば村長時代本村富源の第一たる泉ヶ岳大植林を企劃し苦心經營の效果は年一年綠樹の伸長と共に見る。又農村金融機關の必要を感じ根白石産業組合を創設し組合長となり、専ら組合員の福利増進をはかり、今や二十年に至らずして十五萬圓の貯金を見る。

大正十二年二月更に第二期の計劃の下に一層の發展をはかる、實に模範的組合たりと云ふべし。尙又村民自治訓練を



なす必要より、戸主會を創設し毎年重要事項の協議及び公民の教育法令改廢の傳達注意のため總會を開く各戸必ず一名の出席を義務とす。此の戸主會の成績誠に良好なるを認められ、本縣より大正十四年模範戸主會として表彰を受く其の他年中行事の改善に、將又衛生に、消防に、成績の表はれざるはなし、陰に陽に村治に將又各種の事業を援助す偉大崇高なる徳風村民畏敬渴仰して止まざる所とす。

【馬場直正】 根白石村根白石に生る資性温厚、長ずるに及び小學校卒業後郷里の代用教員を奉職し、後更に宮城縣師範學校内に入る、明治三十四年同校卒業、直ちに母校根白石小學校に奉職、後ち校長に昇任、爾來二十餘年一日の如し其の間學校設備の完成に、就學兒童督勵に、教授の改善さては保護者會を創立して教育事業の後援に充らしめ、更に青年子女の指導に貢献したる所實に枚擧するに違あらず。大正十二年十二月同村福岡小學校に轉任、十三年根白石村長に擧げらる。爾來五十年前よりの問題たる仙臺との連絡道路、米麥增收十年計劃、養蠶、羊諸組合の創立、教育設備の完成等日夜村治に盡瘁の結果殆んど解決を告げんとす。嘗て宮城郡教育會長はその功績を認め左の表彰狀並に置時計壹個を贈りて表彰す。

表彰狀。元福岡尋常小學校訓導兼校長馬場直正。明治二十八年以來自村の教育に従事するに實に三十年終始一日の如く校務の改善より青年子女の指導に至る迄銳意盡瘁し其の成績見るべきものあり、依りて茲に之を表彰す。

大正十五年二月十一日

宮城郡教育會長 糟谷哲郎

【赤間幸治】 大正四年本村學務委員に擧げられ、能く村長を補佐し校長を援助し、本村教育の普及發展のために盡す。大正十一年二月十一日表彰せらる。賞狀左の如し。

賞狀。宮城郡根白石村學務委員赤間幸治。多年學務委員として勵精其の職に盡し成績優良なりと認め依て本縣教育資金使用規程第十三條第九號に依り之を選奨し時計一個を賞與す。

大正十一年二月十一日

宮城縣知事從四位勳三等 力石雄一郎

【倉片袋治】 宮城郡根白石村福岡に生る。資性温順着實にして、事に當るや果斷に富み、内に家事を整ひ外に諸公益事業に努力す。撰ばれて福岡區長同學務委員村會議員等の公職に擧げられ職にあること二十有餘年、其の間村治に小學校設備の改善、就學兒童獎勵に、或は區の諸事に盡したる功績實に枚擧に違あらず、大正十一年十月三十日表彰せらる。

賞狀。宮城縣宮城郡根白石村學務委員倉片袋治。多年小學校教育の改善進歩に盡し其の功績顯著なりと認め依て本縣教育資金使用規程に依り之を選奨し時計壹個を賞與す。

大正十一年十月三十日

宮城縣知事從四位勳三等 力石雄一郎

【犬飼成房】 根白石村根白石に生る性頗る割達果斷に富み、能く家事を整ひ外に諸公共事業に盡力す、選ばれて學務委員根白石區長村會議員神社總代等の公職に就く、大正十三年二月表彰狀と共に置時計一個を贈つてこれを表彰せらる。表彰狀。根白石村學務委員犬飼成房。多年學務委員として小學校教育の改善に盡し其の成績見るべきものあり、依りて茲に之を表彰す。

大正十三年二月十一日

宮城郡教育會長 森田專七郎

【早坂はつね】 女史は宮城郡根白石村福岡字川崎に生る、生來温順勤勉家事に精勵し傍ら女子の自己修養に努む。根白石村處女會の役員に擧げられ、率先盡力會員の指導誘發につとむ、且つ自ら區の有志を訪ね其の援助を受け遂に三ヶ年繼續を以て金一千圓の基金を積む。昭和二年二月十一日表彰狀並に置時計一個を賞與さる。

表彰狀。根白石村處女會員早坂はつね。貞淑温良克く家事に精勵し自己修養に勉むるに與に率先處女の指導に力を輪し會の發展に盡瘁し成績見るべきものあり依りて茲に之を表彰す。



昭和二年二月十一日

宮城郡教育會長 大宮司雅之助

第六項 七北田村

【久兵衛兄妹】 上谷刈肝入久兵衛その妹よね享保十二年正月藩主吉村卿兄妹の至孝を賞し貨幣を賜ふて之を賞す。

東藩史稿。卷二十九。肝入久兵衛。妹與禰。久兵衛は宮城郡上谷刈古内野村三村の肝入たり、父を平左衛門と云、肝入の職に居四十二年、喜く村民を撫す、且つ純孝なり病を以て解す。村民請て其子久兵衛を以て之に代らしむ。亦篤孝且つ邑民に和順、公務に勵精なり。母中風を病む、久兵衛妹與禰と奉養する三十年至らざるなし、孝養の爲め他に嫁せず。享保十二年正月十七日久兵衛に金五兩、與禰に二兩二歩を賜ひ之を賞す。

【農夫小左衛門同人妻某】 七北田驛の人孝行動勉の故を以て文化二年六月藩主周宗卿之を賞す。

【太郎左衛門夫妻と娘】 妻せん娘きのと共に失明の老父に孝順、弘化二年三月及び三年五月藩主齊邦卿二回之を賞す。

封内孝義録。太郎左衛門は國分七北田村の農夫なり、夫妻善く祖父に事ふ。祖父老て明を失ふ偶談客來れば扶掖して行て聽かしむ。家に斗儲なし、而して祖父には甘旨に飽かしむ。女あり未だ笄に及ばず、善く曾祖に奉ず、皆曰素教の致す所と。弘化二年三月夫妻に各金一圓を賜ふ。女亦褒詞あり、曾祖の死するや女日に墓に展す、一奇玩を得れば其側に戯れ拜跪辱を移す、母病に臥す、兒に乳する能はず、女詭悦するに甘餌を以てす、猶呱呱已まざれば懷抱して人に乞ふ、遂に全治を得たり。母病甚しければ、齋して神に禱る果して應驗ありと云。會々郡司巡行す、女を召し金を與ふ。弘化三年閏五月三方金を賞賜す。

【朝吉】 市名坂の人父に仕へて孝養至れり盡せり。又農事に精勵し年貢其他諸上納等衆に先んじ、まことに、郷關に範たり。前後七回藩主慶邦卿より召見せられて厚く賞せらる。安政四年歿す。墓は市名坂善正寺にあり。

【兵太郎】 七北田、母に仕へて孝養至れり盡せり。文化十一年五月藩主齊宗卿之を賞す。

【佐藤長右衛門】 七北田村松森六十九番地佐藤長右衛門文久三年四月三日生。日傭又は藁細工を爲し、些か得たる賃金を以て妻けさよの外二男三女を辛ふして糊口せしめつ、あり。彼れが勤勉と行狀に付ては、郷人の異口同音に稱讃する所なるを以て、私財若干を贈り之を賞揚せり。

【庄司みの】 同村市名坂九番地左司みの明治二年八月十六日生。家豊ならず夫庄右衛門が十年の久しき胃病に罹り、加之自らも肝臓病の身を以て、終始一日の如く看護に怠りなく、又父長五郎七十餘歳の老體なるに孝養を竭す等、兩つながら他の龜鑑となすに餘りある行爲なるを賞し、私金一圓を贈れり。

【大友かよ】 七北田村市名坂。父亡、二兄兩姪悉く重患に罹り家産傾廢するの悲境に陥る、剩へ母は中風症にかゝりて病床に呻吟す。夫を迎ふること一再ならざるも皆逃げ去る、二兄あり、母と二兄一姪を抱き窮困其極に達するも具に辛酸をなめて日夜精勵母の看護につくす事、に十有餘年なり。大正三年十二月十五日七北田村長より金五圓賞與せらる。又大正四年十一月十日宮城縣知事より金五圓賞與せらる。

【淺沼はるよ】 七北田村野村。一少女の身を以て母の重病を看護し傍ら弟妹に懇切なり。藥餌の資を得るに豆腐製造販賣を以てせり。母遂に死せり。家計其他愈々苦境に陥るも日夜いそしみて一家を維持せり。大正三年十二月孝子の故を以て村長より金三圓賞與せらる。

【津田徳之進】 天保十一年七北田村に生る。養賢堂に入り漢學を修め、傍ら武事に達す。明治四年露國宣教師ニコライ函館に来る、小野、笹川、大立目諸氏と赴き遂に聖靈に感ずる所あり、露語を學び基督教々理を研究す、爾來四十有餘年各地に傳道し、常に教會内の改革に留意し、建議論戰し以て基礎の確立に盡瘁したり。偶々病魔の侵す所となりて明治四十四年歿す。墓は市名坂實相寺にあり。

【津田玄仙】 維新の當時本村に住せし人にして醫術に長じ殊に解剖學に堪能のきこえありしと。



【守屋了翁】 本村野村に住し、大槻磐水等と詩文を共にしその學四隣に冠たり。

【犬飼清藏】 砲術に優れ東條流（大砲）東一流（小銃）に達し、傍ら又柔術真極流よかりしといふ。

【須田元九郎】 七北田小學校訓導たりき。その薰陶感化の大なること敬服するに餘あり。七北田小學校出身法學士嶺岸忠之助氏常に曰へらく「我の今日ある當に須田先生の賜なり、朴直にして剛氣、常に生徒に宿泊を許して懇切指導したり。」と。明治三十六年八月二十三日歿す。本村洞雲寺に葬る。

【澤崎虎之助】 勤續三十年よく子弟を教導せり。今や農に歸して地方の木鐸を以て任ず。健在を祈るや切なり。

【守屋成憲】 本村野村に住居し本村の建設者ともいふ人にして、當時荒びたる人心を收め、以て村治經營上の指南車たり、戸長となり其他公職に就かる、や誠意以て盡せられき。大正六年三月四日歿す、仙臺市北山覺範寺に葬る。

【岡貫一郎】 仙臺藩に出仕す。明治十年西郷隆盛叛す、軍に従ひ戦功あり、勳七等に叙せらる。爾後身を地方公共に委ね、或は本村學務委員に宮城郡學務委員に或は利府村戸長となり。町村制施行と共に擧げられて本村助役となり、續いて村長に在職八年、職を辭するや村會議員として地方の爲盡さる、や多大なるものありき。就中教育上には其の卓見偉大にして、本村教育の基礎を築き、又産業に意を用る山野の整理を行ひて植林を營み、切桑を栽培して養蠶を奨勵するなど一々數ふるに遑あらず。明治三十三年十一月二十三日逝く、仙臺市新寺小路林松院に葬る。

【犬飼清長】 幼時養賢堂に學ぶ、後中教院に入る、明治八年金華山神社神職たりき。而して在職十年間、其間社殿の造營等功績あり。後七北田村八乙女に移り、收入役村長等の公職に就き、前職の意志を紹きて村治の整理につとめられき。辭するや悠々家にあり。村會議員郡會議員等の要職にありて公共に盡力せられき。村長及村會議員として克く村治に意を用る、後任村長を補佐して村治の向上を圖り、郡會議員に當選するや、即當局と力を協せ郡治に貢献し、村

農會副會長となるや、農事改良を力説し、種子の撰擇耕耘施肥等を改善し、農業知識涵養の爲、農事講習會及講話を開催し、冬季間に於ける副業として、藺作及藺莖製織を勧誘し、又造林を唱導せしも、輸入苗木の成績優良ならざるに購入不便なるとに鑑み、郡苗圃設置の必要を感じ之が實現に努むる等、郡及村治に貢献したること大なり。大正四年三月二十二日卒然として逝く、年六十三、市名坂善正寺に葬る。

守屋成憲・岡貫一郎・犬飼清長嘗て七北田村長に當選す。在職中の事蹟頌德碑に審なり。碑文左に。

伯爵伊達邦宗篆額守屋岡犬飼三君頌德碑員山春園書

明治維新。廢藩置縣。郡村置長治焉。明治十七年守屋成憲君。任七北田及七村戸長。君剛毅廉直。寬厚接衆。善用人々皆悅服。七北田村以其爲官道。往時貨物運送煩繁。村民搬輪爲業。資生計者頗多。及文化日進。海陸交通之便益開。闔村失業。始陷貧窶。風俗隨敗。民情澆薄。稱爲難治。君乃剷除積弊。豫期自治制度之施行。二十二年町村制行。八村合而爲一。稱七北田村。君被選爲村長。舉岡貫一郎君爲助役。相共盡村治。拮据經營。百事漸就緒。於是乎。快然辭職。岡君繼爲村長。君有知能。事務練達。克踏襲前者之施設。熟慮實行。修道路興教育。斷併合村中諸校。置高等科。植樹造林。蓄殖基金。其方法皆得宜。在職七年以病退職。犬飼清長君。當選爲村長。君溫厚篤實。誠意膺事。能矯滯租之習弊。賢路退職就閑。尙以公事爲念。今也。我村基礎確立。事蹟維舉。縣下以優良村稱焉者。實皆三君之力也。其德澤宏遠村民所以不可忘也。今茲。大正八己未歲。村會決議爲建此碑。表其功德。

大正八年四月二十日

七北田村長

馬場太郎兵衛建之

【遠藤永次郎】 昔日來驛民の部落として怠惰の風あり、且通行人の恐怖せし程横暴なりし我七北田村をして、模範の聲日に高からしめ、視察の來客絶えざるの盛榮を致さしめたるは拮据經營其宜しきを得たる永次郎の賜といふべし。明治二十九年十月まで助役に當撰するや、村長を加けて、銳意事務を整理し、從來の惡習を矯正し村民の融和を計らんがため小學校の改築及び新築を企圖して之を完成し、同三十三年村長に當選するや隔離舎を新設し、村内各區の里道を改修して交通を便にし、大に農産業を奨勵して之が增收の方法を講じ、又一村及小學校基本財産を造成し、且山野



に植樹して永遠の利福を企圖しやがて小學校狹隘をつくるや、更に四十二年校舎の新築をなし、又學令兒童保護會を起して教育の普及につとめ着々其の効果を收めつゝあり。其の功績の偉大は縣當局は無論、政府當局等よりの表彰枚舉に違あらざるなり。

賞の主なるもの次の如し。明治三十九年四月一日明治三十七八年事件の功に依り勳七等青色銅葉章及金百圓下賜せらる。同三十九年十月二十七日農事勸業等に盡力の廉を以て大日本農會總裁殿下より綠白綬有功章を贈與せらる。同四十二年十二月二十日市町村治績表彰規程第一條第二號により、甲種賞狀授與せらる。同四十二年五月二十五日、國稅徵收成績優良に付、仙臺稅務監督局長より感謝狀を贈與せらる。同四十三年二月十一日、文部省令第十一號小學校教育効績規程第一條により文部大臣より選賞せらる。大正四年十二月二十一日勅定の藍綬褒章を下賜せらる。全文下に。

日本帝國褒章之記

宮城縣宮城郡七北田村長

勳七等 遠藤 永次郎

資性幹達夙に聲望あり、明治二十九年助役を爲り尋て村長に擧げられ、任滿する毎に膺選し、常に意を地方自治の發達に注ぎ、教育の普及に、衛生及消防の設備に、道路の改修に、産業の改良發達に、皆克く力を竭し、其他殖林を奨励し、風紀を改善し、役場事務を整理し、或は部落有財産を統一して基本財産灌災救助資金の蓄積に努むる等、銳意村勢の發展を圖り、遂に縣下優良なるに至らしむ、軼掌多年洵に公同の事務に勤勉し勞效顯著なりとす。依て明治十四年十二月七日勅定の藍綬褒章を賜ひ、其の善行を表彰せらる。

大正四年十二月二十一日

賞勳局總裁從二位勳三等伯爵 正 親 町 實 正

此證を勘査し第七百六十七號を以て褒章簿冊に登録す

賞勳局書記官正五位勳四等 藤 井 善 言

【馬場太郎兵衛】

明治四十一年四月二十七日推されて收入役となり、同四十五年四月十五日助役に當選する二回村治に當り、學校基本財産の増殖、學務移轉改築、荒卷分教場新築の事務に盡力、遠藤村長が在職中、教育功勞者として、内務大臣並に本縣より賞を受け、又藍綬褒章を賜はるに至りたるも助役としての補佐の力勤しとせず、遠藤村長老齡且

つ家事の爲退職せらるゝや、大正六年十一月二十七日擧げられて村長に就任し、同十年十一月二十七日再選せられたるは衆望の一般を知るべし。村治百般の爲に銳意努力し、就中普通教育の完備充實に留意、學校設備の改善教員優遇學齡兒童就學出席督勵等村内教育の向上に盡瘁し其の成績大に見るべきものあり。同十四年十月滿期退職するや善く其の意志を後任村長に引繼ぎ村民として蔭に村内教育の向上に貢獻されつゝあり。

其の事績の概要を擧ぐれば、御眞影奉安所の改築を初めとし野村分教場の改築、七北田小學校の増築等之れなり。宜なるかな、大正十二年二月十一日治績表彰規程により本縣知事より表彰さる。同十三年一月二十六日町村教育事業功勞者として宮城郡教育會長より表彰さる。

【錦戶景訓】

七北田村菅間の部落は、人情に厚く又禮儀に正しく、家業に精勵す。蓋し景訓の住居にして、その徳化の厚きによるなり。明治十八年縣會議員に選ばる、在職前後八年、同三十三年九月三十日郡會議員に擧げられ續いて郡參事會員に當選せられ傍ら七北田村農業組合長、七北田村農會會長、同四十三年三月宮城郡農會會長の公務に又本村收入役、助役たらるゝこと久しかりき。其の功績として見るべきものは頗る大なり。先づ馬耕器械を購入して之を村民に使用せしめ、遠く教師を聘して養蠶製糸の業を普及せしめ、蠶種を製造して無代配付をなせし等、厚志の程村民の感泣する所なり。又米作改良を率先躬行特に己が小作人を指導して以て他に普及せしめたり。かく産業經濟に意を用ゐらるゝこと甚大にして、尙ほ各地を視察し探長補短以て村民を鼓舞しつゝあり。以上の如く功績甚大なるを以て賞勳局、大日本農會、縣當局等より選賞せらるゝこと屢々なり。大正六年三月二十七日歿す。歿後頌德碑の一基は東奥の古刹山の寺佛殿向て右に建樹せり、その文下に。

錦戶君頌德碑。前農商務次官貴族院議員從三位勳三等前田正名篆額。大正六年三月二十七日宮城郡農會會長錦戶君病歿、越て二



十九日仙臺市北山町覺範禪寺の先塋に葬る。四方其の訃を聞くもの識るごなく惋惜せざるはなし、我宮城郡農會相議して曰く、君は實業界の先覺なり其公同に盡瘁するもの五十年、範を後世に垂る君が如きは世稀に觀る所、宜しく其功德を勒し以て千載の龜鑑と爲す可しと、滿堂贊襄議直に決矣、乃ち地を其桑梓の靈場洞雲寺境内に相し豐碑を樹て余をして文を撰せしむ、余君と公私相交る二十餘年、且乏を君の後に承く誼不文を以て之を辭するを得ず、乃ち其經歷の梗概を叙して曰く、君諱は景訓陽之進と稱す、其先近江錦織邑を領し錦織氏と稱す、數世の孫彌兵衛君に至り、始て仙臺藩祖貞山公に仕ふ、其子五郎兵衛君の時命じて姓を錦戸と更め世祿二百石を食み大番士たり、九傳して諱は好昌秀治君に至り早坂氏を娶り五子を生む、君は其季なり四子天せるを以て君幼にして家を嗣ぎ、藩學養賢堂に入り文武兩道を講習す。明治戊辰の役小隊長と爲り白河會津等に轉戦し功あり、廢藩置縣の後君早く時勢を洞觀し、家を舉げて采地宮城郡七北田村に歸農す、尋て同郡觸頭及士族編舎長に任ず、君常に謂へらく農は國の本なり厚生利用の道此より先なるは莫しと、夙に稼穡の改良を圖り又山林を増植し、其農業組合長に選ばるるや、率先桑園を拓き器械製絲場を設け、又自ら資を投じて先進地方を視察し遠く滿韓に及ぶ、毎に長を採り短を補ひ功績最も多し、衆望を以て縣那村會國縣郡村農會、商業會議所羈業組合等の議員に擧げられ或は會長と爲り或は幹事と爲り皆其職に稱ふ。君資性篤實温厚物と忤はず、農桑奨励を以て己が任と爲し、拮据經營五十年一日の如し、朝廷勅定銀製黃綬褒章を賜ひ、農商務大臣及賞勳局總裁賞するに銀杯を以てし、大日本農會亦綠白綬有功章を贈る、其他賞賜枚擧する遺あらず。宜矣後人の追慕欽仰措く能はざるや、君弘化三年三月六日を以て生れ、没する時壽七十有二、初甲田氏を娶り三男三女を生み先歿す、次で樋口氏を娶る長男右門君後を嗣ぎ家聲益々揚る、二子別に家を成し女皆人に嫁す、君財に豊に子女に富み、歴世善を積み郷黨をして徳風に化せしむ、安そ文を以之を表彰せざるを得んや。銘に曰く、忠信篤敬。蠻貊化焉。不啻州閩。徳風四傳。歴世積善。子孫承慶。粹乎其風。山高水長。

大正七年十二月

宮城郡長宮城農會長 正六位勳五等清野喜左衛門撰 佐藤 順 書

【若生直治】 明治三十八年十月二十九日學務委員に就職同四十年四月十八日村會議員に擧げられ同四十五年三月二十五日宮城郡農會議員に大正七年二月二十六日七北田村農會會長現任將又同八年九月三十日宮城郡農會議員に擧げられ、各々其職に稱ふ。昭和二年宮城縣農會代議員に當選、此の間七北田小學校の移轉改築基本財産の造成等、各種の問題ありしが、克く村當局を授けて容易に之を遂行せしめ、又最近野村分教場改築に際しては、敷地百五十坪を寄附して其の

工を容易ならしめ、兒童の運動に便し、或は備品としてオルガン、圖書等を寄附して教授の便を圖り、其他教育内容の改善充實に學校當事者と所見を一にし熱心之れ助力し、特に青年の教養に關し夙に意を用ひ、率先野村區に青年會館を區民と共に寄附して範を示し他區亦之に倣ひて村内各部落にこれが設置を見るに至れり。蓋し村民の教育に理解を有し着々其の歩を進めつつあるもの、全く其の力大にして其効績甚大なるを認む。又青年團顧問として克く團の施設を直接間接に援助し特に實業教育の普及に力を輪せり、村教育會の組織に關しても全力を擧げて其の衝に當り、今や該理事として村民教育の劃策實行に貢献しつつあるの態度は、眞に教育を理解せる熱誠より出るものにして容易に之を他に需め得へからざるものあるを信ず。殊に産業の發達に努め、率先耕地整理を執行し、其の他肥料の共同購入及び馬耕の奨励に貢献せる行爲は姑く措き、昭和元年十二月二十七日宮城縣農會より、新嘗祭供御米調製方を囑託せられたり。(參照第四篇)

【庄司徳右衛門】 町村制實施當時擧げられて村會議員となる、勤續殆んど三十年、同三十三年六月學務委員に就職爾來引續き今日に至る、此の間七北田村小學校の統一、移轉改築等村教育に關する諸問題數次ありしが、村當局を援けてこれが遂行に力め且つ學校基本財産の造成に力を輪せり。而して常に教育當事者の立場に身を置き、克く學校當事者と共に其の内容の改善充實に努力を拂ふ、其効績鮮少なからざるべし、又大正五年本村青年團の組織成るや、顧問として直接間接團の施設を助け團員を激勵して、始終怠らず、又村教育會の成立に關し力を致し、今や該會理事として村民教育の劃策實行に貢献しつつあり。

【錦戸順子】 錦戸景訓氏の夫人たり、貞操のきこえ高し。傍ら地方婦女を指導し、進んでクリスト教牧師を招きて布教を乞ふこと久しく、以て人心改善に盡したりき。



【岡千代子】 錦戸夫人の意志を紹ぎ、婦人の身にてありながら村役場・學校等に出入して、公共のため盡瘁せらるゝや多大なるものありき。日曜學校の幼童みな夫人を敬せざるはなし。

【伊藤欣之助】 明治二十五年四月十六日七北田村會議員に當選、大正六年四月十七日任期滿限退職。明治四十二年七北田村消防組頭、大正四年九月三十日宮城郡會議員に當選在職中死亡。村會議員當選以來村長を補佐して村治の向上を圖り、本村消防組の設置するや組頭に擧げられ、銳意技術の訓練と火災の警防に盡瘁し、成績優良の廉を以て金線二條を允許せらる。郡會議員に當選するや、郡當局と力を協せ産業進歩發展を圖る等郡治に貢献したり。

第七項 七 郷 村

【孝子喜左衛門】 碑は六丁目に在り通俗稱して孝子藤生の碑と云ふ。名は時英通稱喜左衛門遠藤を姓とす、宮城郡國分(今の七郷村)六丁目の人、天明五年を以て生る、少にして孝を以て聞ゆ、長ずる及び父祖の業を繼ぎ農桑を事とし孜孜として怠らず、文化十三年母中風症を患ひ起居自由ならず、喜左衛門孝養益々勗め、八年衣帶を解かず、文政六年六月二十二日樂石効なく遂に死す。喜左衛門喪に居りて傷心食せず、同年九月十二日復起たず年三十九、遠近其孝を稱せざるなし藩王周宗之を聞きて儒臣に命じて文を選み石に刻し道傍に建設して其善行を旌表せり。碑銘左に。

孝子藤生碑。藤生名時英、小字喜左衛門、宮城國分六丁目人也、其先出自金山縣、父時中本邑正、娶庄平氏、以天明乙巳生英、英少以孝稱、及長居止冲和、繼志其先、孜孜營節、將父祇役、從以播種有年、尙而值文化丙子秋霜、遭母退疾、英云、杜田趨面膏眇、方士咸云吞痼而彈藥冷飲之、空承意屈伸之隙、乃刻臙聆從不弛、相俟歲餘、方術以治焉、願復曰患之爲因、當時堅臥之果志、必有曠日之看、及茲穀雨、汝當力農貢稅切焉、婦當勅內隨從肯爲英也、告面俟時耘耔、方午數省尿屎、小心內外至今者、純焉質也、婦也有孩及嬰在襁與抱舍是從彼、委命者節焉操也、翼侍八年、不以有事寧日、而值文政癸未夏、炎沓甚矢、靈薄旦夕、俾親朋向城市四馳、神鍼仙丹交推、一不功効、悲而以六月二十二日終焉、英哀而不食、感動鄉里、知不知慰而營葬也、居喪毀瘠骨、而保父立

有別、淪風痛哭、咸無日不問、今視昨聆解焉、支床殆、而於是餽肉侑酒、亦不能起、意憤而以九月十二日溢焉、享年三十九、鄰里爲之失賦惰焉、殮厚者復、母葬位次先塋也、先是時人稱英高行、三十四邑正三十一人、啓大里正岩松壽長云、論斯文及上表、時噫傷而母也亡焉、咸愕焉悼焉、所以念焉釋焉、著稱揚名者其信也親矣、大里正謂曰、刊碑不朽、宜樹世、而上狀奉命、文云神誌雅公道、由是相與將狀造請銘、余不見其人、而觀其行之大、銘曰、藜藿云種、稻粱云農、將父保世、竭力取衷、繼志錫類、希蹤秉公、於胡不顯、旗以善終。

戊子之年穀雨之日仙臺尾氏伯早井正介亭幹撰併書

【孝子善三郎】 嘉永年間荒濱に善三郎といふ者あり、資性温厚夙に孝順の譽あり。幼にして父を喪ひ貧究洗が如し。乃ち發奮家道の復興に志し、母に従ひ夙夜家業を勵精す、偶母中風症に罹り身體の自由を失ふ、善三郎大に之を憂ひ日夜病床に侍し、之を慰め起臥を扶け飲食を哺む等、只其欲する所に違はんことを恐る、中年に至るも未だ娶らず、他人を迎へて孝養かくるあらんことを慮る、獨力看護十數年一日の如し、安政五年母遂に起たず、善三郎哀愁禁する能はず、朝夕供養禮拜怠らず、外泊の際と雖必位牌を携行し、其誠を捧ぐることに在るに於けるが如し、郷黨擧て其志行を賞せざるなし。藩王慶邦之を聞き、再三金品を賜ひて其善行を表賞せり。明治十一年六月二十九日歿す、行年七十七才。積善の餘慶其家今尙榮を存す。褒狀文左に。

國分荒濱百姓善三郎。其身事病身の老母之孝順に事候事に相聞得深切奇特の至りに候依之爲御褒美御金百疋被下置候。

【孝子幸右衛門】 荒井村の邑長幸右衛門、父母に事て孝を致す、一郷之を稱揚す。事藩主に以聞す明和三年三月(皇紀二四二二六)重村(徹山公)金を賜ふて之を賞す。

封内風土記。荒井邑。孝子一人。邑長幸右衛門。事父母致孝。一郷稱之。今上帝(編註後櫻町天皇)明和三年三月。賜金賞之。

【力士谷風】 谷風梶之助は寛延三年宮城郡霞目村に生る。小字與四郎、幼にして膂力人に絶す、其の先國分盛重の家臣



たり、國分氏没落の後は、伊達家に仕へ金子和泉と稱し一千五百石を食む、其弟某霞目に歸農す即ち與四郎の祖先にして、代々大肝入格、苗字帶刀絹布着用を許され、藥師白山の祭には供物を爲し、流鏑馬の矢拾ひ役をつとむ。父は金子彌右衛門、與四郎は其三子なり、十九歳にして關戸住右衛門の弟子となり、初め秀の山と稱し、後伊達關森右衛門と呼ぶ、八年の間力を三都に角ぶること貳百貳拾回、其間敗をとること僅に拾壹回、寛政元年十一月、吉田追風の門に入つて横綱の免許を受く、是れ實に丸山權太左衛門に次ぐ本邦第一の横綱たり。其翌年三月京師に入り、畏くも光格天皇に拜謁を賜はるや、帝は南殿の御簾をかゞげ給ひ、谷風の腕を撫し天晴の骨格よと御嘆賞あり、御冠の纓御笏菊綿の三物を下賜せらる。谷風嘗て湯島天神の塲に、東二段の佐野山權平貧にして至孝なるを憐み勝を譲りて纏頭貳百參拾八兩を獲得せしむ、佐野山感泣して弟子佐野峰を托し、自分は故郷に歸りて自ら父母に孝養を盡せしが如き、又小野川と角して勝たざるは、七拾五貫目の力を以て胸骨を突かるる爲なりと感じ、小野川同量の土豚を作り、之を胸に受けて練習し、克く小野川を破りしが如き、謙遜にして細心なるを知るべし、妻は東都醫官太田氏の女、四子を擧ぐ。谷風の壯時は身長六尺體重實に四拾七貫を算す。安永七年正月九日没す年四十六子孫尙存す。

因みに。谷風の用ひし黒櫛は、今霞目高橋長八の所有にかゝる、徑壹尺五分にして、糸尻の徑五寸九分あり、重量約三百五十匁、容量五升、實に稀代の大櫛なり。正月十四日高橋・金子兩家餅を盛りて相交換すといふ、又其弓は其後裔金子三之助之を藏す。長さ七尺三寸幅一寸厚さ七分あり、籐をまき黒塗せるものなり。(金子三之助霞目に住す)

仙臺志料卷之三。力士谷風身材六尺五寸。重四十貫。嘗與小野川喜郎角。不勝。弟子雷電曰小野川固非吾師之匹。然彼突起抵胸。其力七十五貫。故小風。谷風便造土豚。適其重。縋而放之。胸受之。肆習數月既熟。與小野川角。輒勝。世稱。天下第一。

同書。砂石三十郎力無雙。嘗觀造船新就。手挽下諸海。有鐵車百貫。揚起擲地。顧曰。此物何堪颶風。一日。與力士谷風角。輒負。曰吾不慣此技。若闔則必勝。谷風曰。寔然。

百家崎行傳。近世伊達家御抱の力士谷風は、宮城野霞目村の農家の子なり。幼稚の時より角力を好み、十九歳にして初めて秀山と號く、後伊達關森右衛門と呼びけり、八年の間三都中にて、組合三百二十番、此中にて十一番負なり。安永五年二十七歳、谷風梶之助と改名す。高さ六尺重さ四十三貫目横綱のまはしを許さる。

【早川智寛】弘化元年七月二十四日豊前國小倉上篠崎村字木町に生る。速水智治の長子、母を房子と云ふ、幼名彦太郎嘉永二年六歳父歿し、延太郎と改め後復退藏と稱す。歳二十六、國事犯の嫌疑を被ふり、速水を早川に改め、十一月上京近藤真琴主宰の攻玉塾に學ぶ、同四年十二月大藏省土木寮十一等出仕に任ずるに方りて、早川智寛と改稱す。同九年七月土木權大屬に任じ十二月關宿土木寮出張所長に任じ、同十一年一月土木寮廢止せらる仍て内務五等屬に任じ、野蒜築港所主任の命を受けしは蓋し終焉の地を相する母體なるが如し。翌年三重縣四等屬土木課長となる、在職中大廟移住の論議沸騰せしことあり、法制局長井上毅爲めに宮城縣に轉任するの有利を説く。同十三年四月九日宮城縣三等屬に任じ土木課長となり、翌年一月累進して一等屬に任じ勸業課長を兼ね、同十九年官制を革め書記官を置く、官海を脱して初め土功會社に入り幾莫くして去りて二十年九月早川組を組織し、鐵道布設等の土工に従事す。同二十三年八月二十三日刀根川の洪水に、關宿の家族は遭厄せり、茲に於て南小泉の地を購入し居宅を築造して同二十五年三月移住す。同三十三年十二月一日早川組を解散し、勸業牧畜教育に貢献し、其間推されて仙臺市長、宮城縣農會會長、宮城郡會議長、宮城郡農會會長、宮城教育會會長、宮城縣農工銀行等に奉事し事績大に擧がる。依りて同三十五年八月二十二日大日本農會は綠白綬有功章、同四十三年二月二十四日賞勳局は藍綬褒章を授與して公共事業に、又大正四年十一月十日、大正天皇即位の大禮に特旨を以て正六位に叙し國事に盡瘁したるの功を賞せられたり。同六年十二月十日遺書を作る翌七年一月二十二日多年所患の萎縮腎に心臟麻痺を併發して逝く。

511



綠白綬有功章贈與證狀。宮城縣早川智寛。夙に志を勲業に勵まし、地方曠野多くして農業の振はざるを慨し、之が開墾を企圖し、荒蕪を拓破し農民を移して、牧畜養蠶殖林の諸業を經營し以て之が模範を示し、或は私費を投じ信用組合を創め、蓄積を奨めて勤儉を勵まし、且地方農會の要任に膺りて籌劃其宜を制し、啓道誘掖強だ努め、功勞尠なからず。仍て茲に大日本農會の有功賞を贈與し以て其名譽を表彰す。

明治三十五年八月二十六日

大日本農會總裁大勳位功二級 彰仁親王

日本帝國褒章之詔。宮城縣宮城郡七郷村勳五等早川智寛。資性豁達夙に志を殖産興業に勵し、宮城縣刈田郡宮村の曠野を開きて、農民を移し牧畜を盛にし植林を圖り、爲めに費す所の私費十一萬五千金の額に上り、又居村及仙臺市琵琶首の荒蕪を拓きて桑園を造り、模範殺蛹場を築造して養蠶を奨勵し、其仙臺市長の職に在るや、産業の振作に、學生の擁護に、小學校基本財産の蓄積に、究民の救恤に、咸克く力を致し、或は農事の改善を指導し、或は教育の普及に盡瘁し、其他信用組合を結んで勤儉貯蓄を行ひ、報德會を起して德行を勸むるが如き、精勵格勳終始一日の如し、洵に公衆の利益を興し、成績者明なり。仍て明治十四年十二月七日勅定の藍綬褒章を賜ひ、其善行を表彰せらる。

明治四十三年二月二十四日

賞勳局總裁從二位勳四等伯爵 正親町實正

此證を勘査し第六百四十一號を以て褒章簿冊に登記す。

賞勳局書記官從四位勳三等 横田香苗

賞勳局書記官從五位勳四等 藤井善言

仙臺市長早川智寛。明治三十七八年事件の功に依り勳五等雙光旭日章及金六百圓を授け賜ふ。

明治三十九年四月一日

賞勳局總裁從二位勳一等子爵 大給恒

天祐を保有し萬世一系の帝祚を踐たる日本國皇帝は仙臺市長早川智寛を明治勳章の勳五等に叙し雙光旭日章を授與す即ち此位に屬する禮遇及び特權を有せしむ。神武天皇即位紀元二千五百六十六年明治三十九年四月一日東京帝宮に於て璽を鈐せしむ。

國璽

賞勳局總裁從二位勳一等子爵 大給恒

此證を勘査し第七十萬五千二百六十五號を以て勳等簿冊に記入す。

賞勳局書記官從四位勳三等 横田香苗

賞勳局書記官正六位勳五等 藤井善言

故正六位勳五等早川君墓碑。大正七年一月二十二日。早川君病没于仙臺。越二十七日。葬于松音寺。遠近來會者數千人。皆歎惜曰。天何

不慈遺斯老也。君諱智寛。號力行堂。小字彦太郎。後稱延太郎。又改退藏。速水氏。世仕小倉藩。寛政中閩藩分黨相關。宗家速水某。爲一黨首領。事定。君祖父種助。連坐削祿。乃更氏早川。種助有一女。養中川氏子智治配之。爲嗣。舉二男二女。君其長子也。幼孤。母氏賢慧。教育有義方。使就藩參政河野四郎受業。四郎奇君才。視猶其子。文久三年。從四郎抵江戸。還至赤間關。爲長人所圍。四郎死難。君脫歸。慶應二年。長人來攻。君防戰甚力。翌年游長崎。尋往東京。講學問業。所得頗多。歸爲藩校寮長。明治四年。出仕土木寮。十一年以內務省四等屬出視宮城縣野蒜築港事。議不合。辭歸。後轉三重縣。遷宮城縣。縣道開作並新道。又修理境內諸路。君躬親督謀。夙夜匪懈。未幾告成。縣令松平正直器之。累進一等屬。兼長土木勸業二課。其所措置建白。多見施行。尤著者爲六大土功。七年之後。事業略竣。會改官制汰冗員。君曰。少小抱志。事多蹉跌。徒食官祿。心竊恥焉。乃桂冠而去。朝廷徵爲愛媛縣書記官。不就。二十年糾同志結社團。稱曰早川組。專擔當土功。裂山埋海。所役常數千人。東山北海二道。工事較大者。概成其手。社運日隆。獲利不貲。君謂知止不危。知足不辱。予知所止矣。二十六年。解社廢業。悉舉所積資財頒與社員。多者十萬金。少者亦不下數百金。人稱其襟度。松方侯正義。欲開拓刈田郡堤石原以爲牧場。歲久不績。君承其後以爲耕稼牧畜。不可不並行。乃招徠農民。飼養洋牛。經營二十餘年。灌莽荒榛之地。變爲麥秀牛茁之境者凡一千町。朝廷賜藍綬章以表之。三十六年。舉爲仙臺市長。未幾征露役興。繼以饑饉。物情洶洶。君糶穀以贖窮乏。起工以授生業。勸課蠶桑。獎勵技藝。使軍士無後顧之憂。尤留意教育。師長之救濟。子女之保護。皆新設其法。在職四年庶政大張。百廢皆興。朝廷錄功。叙勳五等。賜旭日章。大正四年。今上行即位之禮。特叙正六位。人以爲榮。君狀貌魁偉。音吐如鐘。白鬚穆穆然。一見知其非常人。性潤達有氣概。而用意周匝。臨事不苟。既罷市長。猶管教育官事。歷游町村。諄諄指導。又創皇道會。申敬神崇祖之旨。興報德會。講利用厚生之道。設保瑞會。定名利瑞慶寺經紀之計。夙夜奔馳。不遑寧處。一日臨工業學校。講說移晷。歸家就寢。疾遽作不起。距生弘化元年七月二十四日享年七十有五。君初配鈴木氏。後娶加藤氏。皆先沒。加藤氏生一男三女。男曰寅彦。孺。養福原氏子万一爲嗣。妻以長女。長女二女亦並沒。季適保田氏。繼室戶田氏舉二男。曰種三。皆別成家。頃者故舊胥謀。欲建碑於墓上以表君偉蹟。屬文於予。予與君交四十年。誼不可辭。乃叙其梗概。以告後人云爾。 大正八年三月 和達字嘉撰

【遠藤作兵衛】仙臺藩士にして少小氣概あり、本村戸長に擧げられ、力を勸業教育に盡し道路の改修、殖産の興隆につきて功あり、後縣參事會員となり、本縣の爲め劃策する所あり。

511



【二瓶東七】 町村自治及教育事業及び軍事功勞者として、旌表又は表彰せらるる全文左に。

旌表狀。荒濱小學校學務委員 二瓶東七。今次 皇太子殿下御結婚は國民の深刻に記念すべき一大慶典なり此の時に當り滿腔の赤誠を捧げ謹みて之を奉祝し併せて町村自治及教育事業功勞者の旌表を行ふは國本培養上恰當の措置なりと認む冀くは爾今一段の奮勵あらんことを。  
大正十三年一月二十六日  
宮城郡長 森田專七郎

表彰狀。二瓶東七。多年力を軍事に效し貢獻する所尠からず仍て銀杯一箇を授與し茲に之を表彰す。  
昭和二年二月十一日  
陸軍大臣 宇垣一成

【吉田榮五郎】 青年團事業の功績者としての表彰全文左に。

表彰狀。七郷村青年團役員吉田榮五郎。今次 皇太子殿下の御結婚禮は國民が滿腔の赤誠を捧げ謹みて之れを奉祝記念す可き一大慶典なり此時に當り多年其團事業の功績者として茲に旌表す冀くは一段の盡力あらんことを。  
大正十三年一月二十六日  
宮城郡青年團長正七位勳七等 森田專七郎

第八項 高砂村

【和田織部】 今の高砂村蒲生小字和田の采地に住み、祿千六百石を食む。戊辰の國難に殉す、歳三十八。遠祖因幡關ヶ原の戦焔む、政宗卿力を生産殖林に傾け領内の治平を圖る因幡に命じて殖林經營の任に當らしむ、現在防風林の鬱蒼なりしは多くは因幡の佛なるべし、因幡十代の孫珠三は現戸主なり。左記考證に審なり轉載下の如し。

仙臺藩戊辰殉難小史。和田織部略傳。仙臺藩二番着座格にして宮城郡蒲生邑主なり、食祿千六百石餘、諱は爲泰字は直恒豹堂と號す、一門黒川郡宮床の邑主伊達六郎の二男なり歳十三にして和田家を相續す。時に養家に武器の備なく、家臣皆農を業とし従つて文武の道を知るものなし、織部之を慨し百方苦心之を匡正すべき方法を講じ、居を采地に移し、河田養吾藤山(又田)三郎兵衛を聘して邸内に道場を設け、家臣をして文武の道を講せしむ。又家臣の帶刀を檢する中には物の用に立たざるもの多きを歎じ、刀劍

商小島某と謀り頼母子の法を設け抽籤を以て刀を求めしむ。慶應四年參謀として登米勢を率ゐ出征す。又海岸に砲臺を築き防備を嚴にし後、執政に累遷し大に盡す所有り、時に藩論一變して降を約するの後、額兵隊の脱走を企つるや、鎮撫として石巻に出張し隊中脱走を欲せざるもの九十餘を受取り、福田町雲洞院に召集せしむ。織部性果斷事に際して風勵卓發人を壓するを以て増田歴治(繁幸)等の惡む所となり、遂に斥け尋で死に處せらる。時に明治二年四月十四日にして享年三十八歳なり。其辭世の歌に曰く  
君の爲め荷ふ命は惜しまれど、こゝろにかゝる國の行末。 爲泰。

古文書。國老和田織部其家臣に命じて一同に朱鞘の雙刀を帶せしむ、世呼で和田の「赤ダンボー」と云ふ、(方言小兒等帶刀を「ダンボー」と云ふ)氏は宮床の伊達六郎の二男なり、十三歳の時和田家を相續せしき家に武器の備なく、又家臣等は皆農に勉むるのみにて絶て文武の道を知るものなし、氏大に之を慨歎し天下の形勢日に非なる今の時に當りて、斯の如くんば有事の日何を以てか武臣の本分を盡すを得んとして百方苦心して之を匡正すべき方法を講じ、居を采地に移し家臣等に文武の道を教授せんが爲に河田養吾藤山(又田)三郎兵衛を雇ひ、邸内に道場を設けて家臣を勵まし、文武兩道に勉強せしめ怠るもの、祿を減じ出精者を賞するの方を立て獎勵備に至る、故に文學技藝大に進み陪臣中多く其の比を見ず、金山の中島蒲生の和田と並び稱せらるゝに至る。氏又家臣の帶刀を檢する中には物の用に立つ可しと思はれぬ者多きを占め居るが故に、小島某と云ふ刀劍商と謀りて頼母子の法を以て、各自より毎月些少の金を支出して圖取にて刀受取の順序を定め、一齊に朱鞘の拵をなしたるが故に「赤ダンボー」の名あるに至る、戊辰の役に參謀として登米勢を率ゐて五靈櫃に出張し、後に築城の用務を帯びて海岸に砲臺を築き、降伏の後額兵隊の脱走を企つるや鎮撫の爲に石巻に出張し、隊中脱走を欲せざる者九十名を受取り、歸りて福田町雲洞院に屯集せしむ。此際氏は鎮撫の名義にて額兵に向ひたれども、中に誠あれば外に現はるゝの道理にて、氏は折角家臣に武道を練磨せしめたれども懦夫早く降を約して武を用ふるに處なく、遺憾極りなきが故に額兵の脱走を壯として密に金穀を與へ糧本以下に托して陰に聲援をなしたり、又氣力一點張に身を維持し居るを評せられし程の人なれば、増田繁幸等の徒は見て眼上の瘤をさし、何かな缺點を見出して亡き者にせん始終氏の舉動に注目し居たり、己巳の春に至りて久我殿の東下を奇貨とし激徒の起る國政の治らざるは皆氏の失なりと讒して遂に不束云々の曖昧なる一語を以て死に處するに至れり、實に慨歎に堪へざる所なり。氏が嚴正なる一端を擧ぐれば氏が古内家に御預けの身なる中、或人其家臣に勸めて云ふ、汝が主近日江戸に押送せられん模様あり、早く幼嗣珠三郎氏(八歳)を誘ひて古内氏の邸に至り事情を陳べて對顔の取計を乞ふ、氏色を正うして曰く、御預けの身として父子密に對顔せんなどは思も寄らぬ事なりとて斷然斥け

5.11



て聽かず、而して氏は豫じめ未然を察し左の和歌並に遺書を認め置きて死に處せらるゝ時人に托して家人に送り、從容として死に就きたりと云ふ、享年三十八(辭世前に有り)

奥方始童子供一家中へ遺書。奥方始一家中左の條さへ相守られ候はゞ萬死すといへ共安心此事候誠遺心無之死といへども天に登り國家を不忘一家中を守可申候。此遺書度々披見致忘れ間敷追々玆三郎生長之上相傳可申。織部名泰宇有恒號約堂  
思出候次第相認申候。定て切腹にても可被仰付さ覺悟致書置相殘し申候此度仙臺表不穩に付 鎮撫使御下向さ申時には御奉行之中にて誰か其罪を荷へ不申候得ば 御國家不相濟事に候間我等何分覺悟致居候間家中共一統殘念と存不申様致度此上にも家中共一統鎮靜歸農いたし奥方始家中扶助致吳候傍頼入候。我等御しかり被仰付候はゞ定めて進退並蒲生も被召上可申候處段々被仰出候通歸農もいたし居候家中共に候間在所除屋敷並居家奉公人前御地行之分は是迄之通家中一統へ被下置度年貢は銘方相應に爲相納候間從前之通家中共へ被下置度無左候ては數人家中共路道に迷へ候様罷成候間至仁之思召を以前條之通被下置度相願候はゞ相濟可申候間其心得を以可相願候。我等死後に至り候共必々不平うらみらしき事は言語にもあけ申間敷下々迄能々相諭し可申此上官御疑へなど請候事にては恐入家中共の不及申家中共のため無之眞に土百姓の心もちに相成耕耘の事のみ相勤可申候事はは則勤王の實功に候事。但し追々御疑へも暗候はゞ左ながら奸臣とも思召間敷子孫の罪も有之間敷候事。

又家老共へ左の遺書あり以て氏が決心の狀を察するに足る。

東京へ被召登候哉も難計と覺悟相認申候東京へ出立候日を以忌日と致可申東京へ被召連候事にては逆も再御國えもどり候事難成さ存候間本紙に認置候通身無ものさ相心得軍彌所邊へ麻上下並衣裳等相揃右を相ほうむり可申位はいも儒者之通に相持相備置可申右之通にさへ相成居候へは何方にて身命を失ひ候共必々迷へ不申こんはく相歸申候。東京へ被相登候はゞ金子等爲相登彼是手段も可致候處右様之儀は必々無用之事に候間爲相登候に及不申尤何様に致候と申手段も無之事にて誠に金錢ために御座候素さより死を覺悟致罷登候事にて一錢なり共空く相成候事にては後々の爲にも無之夫方は家内相續の事は第一に御座候右之儀は我等の本心に御座候若又是非金錢にても入用之節は東京が何様にか申下候に宜可有之尤も東京にも親類共も居合候間何様之儀も手配致候に宜候間必々爲相登候に及不申候右之儀は與様へも能々可申上候我等事方も此方家内奥方始子供末々の義斗不安心に候間何分金錢大切にいたし取續候方は宜候事。東京之儀承り申度せつは熊谷内藏並石母田馬罷登り居申候外に横濱へ瀬脇節藏罷登り居候間彼是へ申遣得ば何様にか通用も相出候哉と存候右之儀は別紙能々披見可致候事。但瀬脇節藏方へ相頼候はゞ東京のもよふ相辨候に御座

候伊之助様にて東京に御出中御知合之人物可有之彼是へ寄り通用可相出候事。

郡誌史料。舊仙臺藩の造林事業と和田因幡略傳。慶長五年九月十五日關ヶ原の戦あり十二月二十五日藩祖ヶ城を仙臺に經始す、蓋し關ヶ原の戦は公をして封内の經營期に入らしむ、公の封に就くや夙に造林の急を認められ、和田因幡をして杉の種子を紀州熊野に需めしめられ齋し歸りて封内の然るべき地に「木苗圃」を設けしむ今に舊仙臺領到處に「木苗圃」の字の存するもの其何故たるを知らるもの稀なれど、公が因幡をして造らしめし苗圃に非ざるなし斯くして「木苗圃」に番人を附け而かも苗の漸く長するに及んで番人を撤せしむ、民ども餘りの珍らしさに一本を持つて行き二本持行き、有るさ有らゆる苗木は空しくなりぬ、民ども自家に植へ次第に長じて人目を引くに至りし頃を見計らへ、金を下して伐採を禁じ若し背くもの有れば一本に付三本づ、植へ繼がしめられき。今の宮城岩手二縣下の舊封内に杉の木を鬱蒼として林を成すもの、公因幡をして之を植えしむるものなり。公の封に就くや因幡をして松の實を遠州濱松に需めしめ船に積みて之を致し、船は仙臺領に着けずして懸と南隣の相馬領に着けしめられ、而かも殊更に之が番を怠る、相馬の者ども珍らしきものぞとて一俵盗み二俵盗み果ては一船空しく爲りぬ。因幡又船を返して松の實を運び此度は仙臺領の荒濱に揚げ、俵の儘馬背に附けて海岸の殖林すべき砂地一帯を引かしむ、懸と俵の紐を解かしめれば馬の歩む毎に松の實こぼれ落ち、馳て程て海岸は緑々す松の防風林さはなりけり、何故に相馬の者共をして藁きに松の實を盗むが儘にせしめけるかさ云ふに、仙臺領のみ松の若木の生へる時は、意地悪き相馬の者どもより悉く盗み去らるゝ故ぞ。公の謂ゆる「仕掛けの面白さ」奇抜にして巧妙なりと謂ふの外なし。(明治四十年十二月二十三日宮城郡高砂村蒲生小字和田新田九十八番地和田因幡第十孫珠三氏談に依り作之)

【佐藤久太郎】 高砂村田子現代戸主佐藤松三郎五代の祖を久太郎と云ふ。世々大肝入役を務む。常に意を産業の振興に注ぐ、文化年中岩切村今市小鶴村等の耕地は水利に乏しく、秋收に至りて毎に嘆嗟の聲あるを慨き之が救済の術を講ずること一再ならざるに、一も充分の効果なかりき、然れ共毫も屈せず蹶然大計畫を策し、且つ其私財の大半を投じて終に優良なる成績を見るを得たり。即ち七北田村字薄ヶ澤堰を築設し、三百餘間に亘る隧道を穿ち、通水を試みたるに果して所期の目的を達し得たりしなり。爾來一百餘年の今に至るまで大旱に遭遇するも用水窮乏の憂ひなく、却て

511



其下流なる田子・寶及中野堰等に補水をなすの現況なり。爲めに工竣りて後ち貧苦は其身に迫り後三四世其資財を償ふに急々たりしは所謂る身を殺して仁を爲せる高士と謂ふを得べし。又現に高砂村字南蒲生(舊蒲生村)の耕地に鹽入と稱し、頻年海水の浸入するありて收穫の期し難きの土地あり、之れを患ひ自家の財を捨て、防禦工事を施行したる後、化して良田となる、依て該部落民は深く恩誼を感じ講を組織し、久太郎講と稱へ、毎六月二十二日久太郎の命日には必ず講員相會し懇ろに祭祀を執行し、其供物の餅壹重を佐藤家に贈るを例とせり。然れ共星移り世變りて今は此事なしと雖明治初年まで祭祀恒例等は怠らざりしも亦昔人報本反始の美風を偲ばしむるに足れり。

【鈴木久三郎】 元高砂村助役として村治に盡瘁し感ずる處あり職を辭し、米國に航渡し二十有一年間勞働業に従事し、巨額の送金をなし家産を増殖し昭和元年歸國し、目今は公共事業に寄附又は盡力しつゝあり。

【嶺岸權之助】 元郡會議員として又村會議員として郡村治に盡し、且つ學務委員として永く教育方面に力を盡せり。

【平山平吉】 克く産業に意を注ぎ、其部落をして灌漑・排水等凡て完全ならしめ、徳望頓に集まり家運益隆盛に趣き、大正八年八月、八十八歳の吉齡に達し逝去せり。

【芳賀重太郎】 元戸長を勤め、後縣會議員に擧げらる、永く郡村會議員及學務委員等の要職を奉じ、公共の爲めには私財を投じ大に貢献せり。明治四十一年五月病痾の冒す處となり、惜むべし異域の人となる。

【芳賀重治郎】 芳賀重太郎の嫡男にして嚴父の意志を繼承し、縣會議員及郡村會議員及學務委員となり、社會事業には寄附喜捨を吝まざるなり、大正九年十月享年四十歳にして卒す。

【芳賀しげの】 重治郎の未亡人なり、能く父並に夫の意志を繼承し社會の事業に盡す、現に高砂女子青年團岡田分團長として貢献せらるること偉大、その功勞に依り宮城郡長より旌表せられたり。(旌表文略)

【遠藤秀吾】 郡會議員村會議員として郡村自治に貢献せられ、現に學務委員として教育方面に盡力せられつゝあり。

【佐藤作太郎】 永く村會議員を勤め、又學務委員として教育上に盡瘁し、且つ社會の公共事業等に趣味を有し地方徳望家として目せらる、現高砂村助役として自治の爲め精勵しつゝあり。

【小野金藏】 小學校長として永年職を奉じ、國家教育上に盡力したる功績亦尠少ならず。

【片桐榮助】 先きに縣會議員候補者として宣言するや、舉村一致賛同する處となり、其結果拔群の最高點を以て當選の榮冠を占む、且つ事理整然の論辯は聽者をして襟を正さしむ。

【加藤卓吉】 村會職員消防組頭として永く村事に盡力せられ、現に郡農會議員、村會職員として村自治に貢献せらる。

【花淵源吉】 元高砂村長として永く奉職し村治功勞者として縣郡より表彰せられたる事一再に止まらず、現今村農會長村會議員郵便局長の要職にあり。(表彰文欠く)

【大戸平廣吉】 本村蒲生に生る。天稟的膂力衆に勝れ、力克く鼎を擧ぐ、上京して角力界に入り尾車文五郎の門に入り爾來斯道に奮勵順次昇進し明治二十六年一月塲所に於て全勝、西大關の位地を占む、同二十九年師匠尾車の名跡を繼承す、不幸にして病痾のため三十年五月張出となる。大正四年二月再發病んで東京に逝去。

【加藤菊治】 中野追分に住す、地方民の信用厚く常に擧げられて公共の爲め盡力する事數次なり。大正二年四月村會議員に選ばれ、同四年九月には第一回國勢調査員を命ぜらる。大正五年十二月助役に當選し九年十二月再選す。日獨戰爭の結果恩賜の木杯を受く。大正十四年九月第二回國勢調査員を命ぜられ現に村會議員の公職にあり。

【加藤壬吉】 元蒲生村外一ヶ村の戸長を勤め、後郡會議員村會議員として永く自治に盡力し、明治三十八年耕地整理を執行するに當り組合長として大に努力せられ、功績甚大なるものあり。

5110



【加藤清亮】 加藤壬吉の長男なり。本宅中野青畔三十二番地にして、鹽竈港香津町に住し醫を業とす。千葉醫學專門學校卒業、廣島病院眼科部長を勤む。常に産業・經濟の研究、佛敎の造詣淺からず、毎年農閑季を利用して區民を本宅に集め懇談會を開催して經濟産業信仰等に關し、平易懇切なる講話をなすこと屢々なり。出荷組合の先驅を見るに至りしは此の懇談會の生みし賜ならん、又學校増築敷地の寄附に、道路の開鑿修理に、或は警火組合番小屋設置等に、公共的事業に多大の金員を寄附貢獻せしことあげて數ふべからず、區民よりの敬慕頗る厚し。

【鈴木長三郎】 本村第一の富豪にして郡會議員、村會議員の公職に當る、社會事業には金品を吝まらず奮闘努力し、又蒲生堰の用水不足を憂慮し、揚水機を新設し灌漑用水を潤澤ならしめ、水下關係をして大に満足を與へ現に村會議員、學務委員の要職にあり。

【佐藤松三郎】 元郡會議員にして現に村會議員、學務委員たり。先きに小學校教員の職を奉じたる故を以て教育方面には大に趣味を有し且つ盡力しつゝあり、又土地金品等を寄附したる廉ありて知事より感謝狀及旌表せられたる等はれ亦一再ならず(感謝狀旌表文欠く)

【佐藤りつ子】 壯年時代に夫を喪ひ、爾來寡婦として將きに傾かんとする家産を整頓し、奮勵以て家財を増殖し公共事業に寄附喜捨等は婦人として稀に見るべきの模範を示せり。仍て縣當局より表彰せられ殊に節婦として旌表せらるる現に縣廳内に其寫眞掲載せられたり。(旌表文欠く)

第九項 七ヶ濱村

【孝子權右衛門】 松濱の人なり、歲月定かならざるも、權右衛門の一子市之亟、安永の初年七十六齡に達せり、夫より八九十年前の事なりければ、貞享元祿の交なりしが如く推測せらる。權右衛門の父仁兵衛深水に潜りて鮑を取るを業とす。一日惡魚の爲めに左股に負傷し逃れて家に歸り熱を起して悶死せり。權右衛門深く之れを愷き且つ憤り惡魚を捕殺して父の妄執を救はんと復讐の一轍心に奇計を廻らし、宛かも父の十三年忌に當り遂に仇せる惡魚を捕獲し、斬殺して頭蓋を父の墓前に捧げて靈位を慰め奉りしことあり、時人稱して「美談の仇討」と激賞すること今に至るも敢て渝らざりき。本書の口繪に孝子權右衛門捕獲に使用せる鉤、又斬殺せる頭蓋骨上下の髑は、安永八年二月朔日藩主重村、儒臣田邊希元父子に命じて容器の蓋に、文を撰して書せしめたりしは、昭和二年を距る一百四十九年のことなりき。記文左に。

漁子仁兵衛。宮城郡松濱人也。取鮑爲産。一日爲鰐所害。其子權右衛門。哀痛不已。深度復讐之思。乃設芳餌。日夜釣海。遂獲其鰐。併釣鉤乎。鰐之腦骨。今藏其家。安永三年五月。會今公遊于松濱。以其鉤骨供覽。郡司峰屋可廣。爲仁兵衛支孫猿松。特造之箱。使余記其事以與云。 安永八年二月朔日 田邊希元撰 男田邊希續書

孝子權右衛門者宮城郡松ヶ濱之人也、往昔父仁兵衛爲鰐所害、復讐之念日夜不已、遂釣捕之其海中於鴻ヶ崎、慰父之靈云、而其遺物今尙存矣、悲哉孝子之裔絶、鄉黨斯歎々御殿崎上、爰勒茲銘傳之久曠、嗟海有渴此憾無涯。

明治三十五年孟夏當濱老後藤忠三郎建之

伊丹東涯撰並書

封内風土記。松濱。傳云八九十年前邑民仁兵衛者。常取海底之鰐爲産。一日爲鰐嚙脚而死。其子權右衛門。哀之欲復其讐。多年盡力。探索其鰐。遂釣之而殺焉。其頭骨及所釣之針。傳于其家。其子市之亟。七十六歳。存于今云。(編云安永元年)

七濱巡覽記。浦民に仁兵衛なるものありき。海に潜りて鮑を取るを業とせり。或る日例の如く海に入りて鮑を採る。惡魚ありて仁兵衛の左股を嚙む。仁兵衛大に驚き辛ふじて逃れ歸りしが其夜終夜煩悶して遂に死せり。一子に權右衛門なるものあり。悲憤に堪えず、鰐魚を斬りて父の仇を報せんとして、日夜苦慮せり。偶々伊勢より行脚せる僧あり、權右衛門の心情いさあはれに思ひ、こ

5110



れを捕獲する術を授く。權右衛門乃ち家狗を殺して日夜鴻ヶ崎に釣る。その苦心甲斐ありて遂に捕ふることを得、その頭を斬りて父の靈を慰むるを得たりといふ。時は安永年間(第十七代後桃園天皇の御代徳川十代家治の時代)のこゝなり。後藩主重村公其の玄孫猿松なるものを召して其の状を問ふ、猿松即ちその家に傳ふる所の魚骨と巨鉤とを進覽に供せり。公嘆稱して金若干を賜ひ、其の曾祖の弔資となさしめ、且つ其の魚骨と鉤とを容る、處の一函を調製し儒臣田邊希元に命じて其の來由を函蓋に書せしめたり

東藩史稿卷二十九。松濱權右衛門は宮城郡松濱の漁人なり。父を仁兵衛と云、海に没して石決明を捕ふ、悪魚の爲めに啖はる、屍を索る得ず(斬鰐復讐碑に曰、仁兵衛鰐魚に其左股を嚙まる、隣人負て返る、其夜大に悶して死す)權右衛門日夜痛哭し、誓て其魚を捕へんとす、乃ち大鉤を造り獸肉を餌とし、以て海に釣る茲三年(仙臺復讐傳)一日勢州の僧來り宿す、權右衛門其狀を告ぐ、僧曰吾邦鰐を釣るには真鍮鏢及び鉤餌を投ず悉く其術を傳ふ。權右衛門即日府下に抵り、工に命じ具已に成る、餌の適すべきなし。乃ち畜狗に美食を與へ、謂て曰、汝獸類と雖ども、吾が父讐あるを知る、汝の肉を以て鰐を釣らんとす、狗亦領する所あるに似たり、乃ち刺て餌と爲し釣る、日ならずして一大鰐を得たり(斬鰐碑)剖きて之を視れば、尙人骨を存す。安永三年徹山公其家に臨み、玄孫猿松を召し魚骨及び鉤を覽る。八年郡宰峰屋可廉匣を造り之を藏せしめ、文學者田邊希文に囑し其事を記せしむ。今に至り藩公巡封毎に之を覽と云ふ。

仙藩復讐傳。父兄人に殺さる。子弟讐を復する多し、異類に害せらる數年を経て克く之を捕ふ世見る希なり。夫れ水に臥し魚を得るは、王太保通神の孝なり。權右の如き事或は異なりと雖ども、亦至孝天地を感動するに非ずんば、何を以て此に至らんや。

【孝子六右衛門】松ヶ濱の人、父に仕へて孝養怠らず、郷人舉げて之を稱讚す、有志之を以て聞し、藩主綱村卿延寶六年三月二十三日六右衛門を城中に召し、黄金三枚を賜ふて六右衛門の孝行を賞す、六右衛門六年の後ち天和三年三月十七日病て家に歿す。歿後十三年の忌辰に當る、元和八年正月十五日生前の孝行を追賞せられたり。事は松ヶ濱區の現住三浦徳治郎所藏の安永風土記書上に詳記す。

封内風土記。松濱孝子一人。邑民六右工門。事父竭心力而致孝。靈元帝延寶六年三月二十三日。肯山君召之於城上、伏謁賜黄金二枚

宮城郡濱方松ヶ濱安永風土記書上。鍛冶屋敷六右衛門。右六右工衛儀親に孝行相盡候に付肯山様御代延寶六年三月二十三日御城に被召出黄金貳枚被下置候事。(一)六右工門儀天和三年三月十七日死去仕候處年齢相知不申候事。(二)右子五郎兵衛儀元和八年正月十五日、御郡奉行河東田長兵衛より被下置候御書付の寫左に書上仕候。(一)其方、實父宮城郡松ヶ濱六右工門事、親に孝行一呂申出ると雖、猶又隣郷肝煎與組頭並年寄候者共、御代官申渡相尋候處、右村中申出候通無紛無類之孝行、實正品々覺書差出候趣御代官委細申聞候付、出入司立合且御奉行衆へ被途御披露候處、延寶六年三月二十三日六右工衛儀御城下被召出、御廣間にて大立目準人御申次御目見被仰付、爲御褒美黄金奉拜領候雖有仕合冥加至極可奉存旨、其節六右工門方へ書付出候通益孝行子孫可申傳之如此に候以上。

元祿八年正月十五日

花淵屋五郎兵衛殿

河東田長兵衛

【名村東江】舊仙臺藩士なり。三代の祖仲右衛門特に忠實にして功勞あり。享保四年四月綱村「忠」の一字を親ら書して仲右衛門に賜ふ。以後代々忠右衛門と稱す。東江も亦忠右衛門と云ひ、幼名を忠三郎實名長成好古東江皆號なり、性温良にして學才あり、幼より學を好み書畫に巧みなり、養賢堂に入りて學ぶや書名益あらはる、文久元年四月藩の選ぶ處となり、書家御鷹匠組石川保之助により、入木道書法の傳習を受くること三ヶ年其間稽古料として一ヶ年三兩三歩を賜はる。元治元年六月十一日遂に入木道書法稽古皆傳を得。此事御聽に達するや藩主慶邦御褒美として御金二百疋下賜す。是より名聲彌々著る、諸國を遍歴して書道の指南をなし、明治三年三月伊達宗基公より、野州中村八幡宮へ御奉納の御額八幡宮の三大字、並に御裏御銘書方被仰付、其の賞として、掛物一幅を下賜ふ。傍ら畫を學び堂に入り書と共に世に名聲あり。明治六年仙臺より鹽竈に居を移し、書畫の師匠として世人の知る處となる。今の鹽竈小學校は東江の創設せしものなりといふ。其後醫學に志し、學成るや同八年更に七ヶ濱村、菖蒲田濱大代に居を移し、醫業を事として地方の信頼を受くる、傍ら書畫に閑日月を送りつゝありしが、同二十四年十月四日病を以て歿す。享年五十有七歳。當主名村元甲子は東江の第二子にして現に本村東宮濱に住す。

5110



【樋渡佐大夫】 秋田に生れ、十三歳にし花淵濱に來り鼻節神社の社家に就き皇學を學び、長じて鼻節神社の社人となる。郡誌史料。明治天皇第二次東北御巡幸の砌り國府厨印を進覽に供す、東北第一の御覽物の榮を戴きたりきは佐大夫の直話なり。佐大夫本年九十歳の高齡にして四五里の道を足駄がけにて往來し、食亦壯者を凌ぐ。頗る敬神の念厚く又尊王の心深く、苟も事皇室に關するものなれば、一小紙片たりとも疎にしたることなし、身洗ふが如き赤貧に居て、不相應なる寄金を出贖し、納税の義務を守りて範を示す。進んで赤十字社々員となり、常に年酬金は前納し、嘗つて滞納したることなし。我が赤十字社宮城支部は其の行の美なるを稱し明治四十一年襯衣一着贈りしことあり。逸話あり、或る時腐りて虫の生じたる鹽鹹を食はんとしければ、家人は大に驚き其の非を諫む、佐大夫聽かず、且つ却つて家人を誡しめ且つ言ふ、これ鹽より生じたるなり、之を棄つれば則ち鹽釜の神の祟あらん、勿體なきことなりとて遂に虫の齧ける一瓶の鹽鹹を平げたりと。家人はその身に恙あらんを恐れ居たりしも、竟にさることなかりきとぞ。この事もより頑迷の行爲たること勿論なれども、佐大夫如何に敬神の念の厚かりしを證して余りあるを知るに足るべき一話柄なりき。

【大内青巒】 青巒は居士號なり、逸事の概要は後記の郡誌史料に審かなり。此の史料を閲讀し來れば編者をして特に往時の感を新ならしむ。明治十二年居士「明教新誌」を發兌し稿を江湖に帶む「螺髮風に櫛りて佛面涙を覆ふ」の篇は即ち編者の筆なり、後ち山形市に最上夫人の遠祭を行ふ、居士來り會して新舊を交談せしは最後の會見なり、今や居士の篇に筆を握る感深ふして紙邊を藉るの罪、不知不識の間に徒費するも「又太奇」と謂ふべし。

郡誌史料。大内青巒は弘化二年乙巳四月十七日仙臺東五番丁に生る。十歳にして父を喪ふ。是より先仲兄出家して僧となり、俊童と稱す、東宮溪鳳壽庵に住し青巒を鞠養す、村民子弟就て業を受る者多し、乃ち氏亦之に伍して字を習ひ四書の句讀を受く、孝經唐詩選百人一首等は母の口授を受けて諳記せり。十歳にして仙臺の醫師大友松眠の養子となり、舟山太郎兵衛(萬年と稱す)の門人となり、五經文選等の句讀を習ひ又始めて論語孟子の講義を聞く、十五歳の時養父死亡す、氏幼稚にして家業を繼ぐこと能はず、門人某をして家を嗣がしめ、氏は遂に實家に歸る時に俊童和尚法務を以て岩城に赴く、氏強て之に隨伴を請て岩城平町に至り、平藩儒官神原清輔(復所と號す)の門に入り周易及び詩書の講義を聞く。翌年十六歳の春水戸に赴き杉室大雄院照庵禪師に隨ひ始めて佛經祖錄の

提唱を聞き且つ詩文を習ふ、同年秋照庵禪師に侍して始て江戸に至り、仙臺藩邸なる小山田軍平(水戸藩士にて伊達慶邦夫人の太夫)の家に寄食す、幾くもなく江戸を去り京都大阪を経て播州姫路に至る、嘗て甥に心に期する處ありしかど遂に果さず、是より諸方に流浪して居處定まる處なく、亦學ぶに常師なく辛酸つぶさに嘗めて而して毫も得る所なく、徒らに數年を放浪の間に費せり、曾て絶句あり曰く。窮途失脚柱漫遊。跋涉無端六十州。數卷詩文何所記。五分風月五分愁。慶應四年戊辰氏年二十四信州松本に在て王政維新の盛舉あるを聞く、乃ち走りて京に赴きて觀光す何ぞ圖らん仙臺藩は既に朝敵の汚名を蒙り、藩主伊達慶邦は勅勤を受け將に征討せられんとするに迫らんとは、其臣職に屬する者復身を容るゝの地あらざるなり、仍て倉皇として江戸に歸り書店吉田某の家に身を寄せ、任運放曠の時を待つこと久し。明治五年政府に教部省を開き教導職を置き、神官僧侶學生等多く其の職に補せらる、中に二三の知あり頻りに氏も亦教部省に出仕、若しくは教導職に補任せられんことを勧めらる、時に氏大に心に思ふ所あり甥かに誓て謂く、氏は終身決して官職に就き、又政府の俸祿を食まざらんこと、乃ち皆之を辭して其の勧めに應ぜずといふ。時に山口縣の眞宗僧にして教部省の官吏たりし大洲鐵然、氏に本願寺法主の學事を監督せんことを請ふ、氏は喜びて之に應じ築地の本願寺別院に入りて専ら門主に進講し傍ら其門末僧衆の普通教育を掌ることなれり。

明治八年小野梓・岩崎二小郎等歐洲留學を卒て歸朝す、井上毅・尾崎三郎・馬場辰猪・菊地大麓・外山正一等皆相前後して歸り來る、是に於て共に相提携して一社を創立して共存同衆と稱す、氏選れて其の編輯主事となる、又別に外山正一・菊地大麓・辻新次等と協力して尙學會を組織す、又山尾庸三・前島密・岩倉具定・中村正直・津田仙等と相謀り樂善會を組織し、育啞教育の事を企畫し尋て訓育啞院を創立し、氏選れて其の院長となる。大正七年十二月十二日歿す。

【鈴木武平治】 吉田區の人なり、本年六十九歳資性温良篤實、幼より孝順にして父母に孝養を盡すこと三十餘年一日の如し。明治三十三年三月十五日時の縣知事高崎親章之を賞して木杯を下賜せり。表彰全文左に。

宮城郡七ヶ濱村吉田濱鈴木武平治。資性孝順父母に事て孝養不怠嘗つて父の傾けたる資産の回復を圖り孜孜經營家計を維持し専心孝養を盡くす三十餘年其志操を變ぜざる一日の如し洵に奇特に付爲其賞木杯壹個下賜候事。

明治三十三年三月十五日

宮城縣知事從四位勳三等 高崎親章

【三浦たり】 莒浦田濱の人、仙臺藩士三好監物の孫なり。明治二十年沼邊直昌に嫁す。直昌先妻の出一男一女あるも、

57  
10



男は曩に他家に入れ秘して告げず夫に仕ふること柔順、女兒を鞠育すること慈愛頗る嘉すべきものあり。會々直昌病歿するや一家悲境に沈淪し、生家亦次で不遇、老母獨り存し窮困觀るに忍びず、依つて女兒を携へ、生家に復歸し裁縫・紡績を賃して母を養ひ兒を育て備さに辛酸を嘗め女兒に夫を迎へ亡夫の遺産を附して沼邊家を立てしむ、亡夫曩に男兒を板橋某に付したるを知るも某流落して所在明ならず、依つて百方之を探り遂に其の所在を知り、兄妹相會はしめ情誼を厚ふせしむるに至る。明治四十一年九月一日知事寺田祐之氏之を賞す。(表彰文欠く)

【三浦徳治部】

一は郡治功勞、一は自治功勞者として推獎せらる。

表彰狀。宮城郡會議員三浦徳治郎。多年郡治に貢獻し其の功勞勤からず仍て金時計壹個を贈り之を表彰す。

大正十二年三月二十一日

宮城郡長正七位勳六等 森田專七郎

旌表狀。宮城郡七ヶ濱村。町村自治功勞。村會議員三浦徳治郎。今次 皇太子殿下の御結婚は國民の深刻に記念すべき一大慶典たり

此の時に當り滿腔の赤誠を捧げ謹みて之を奉祝し併せて町村自治及教育事業功勞者の旌表を行ふは國本培養上恰當の措置なりと認む莫くは爾今一段の奮勵あらんことを。大正十三年一月二十六日 宮城郡長正七位勳六等 森田專七郎

【佐藤ひさよ】

典型的模範たりしを激賞せられ左記の表彰狀を交手す。

表彰狀。七ヶ濱村亦樂處女會員佐藤ひさよ。先年父を喪ひ弟妹多く家計裕ならざるを憂へ孱弱の身を以て孜々として勞役に服し其の得たる賃錢を老祖父並に弟妹の扶養の資に充つ殊に父の遺言を遵守して弟妹教育を一身に擔ひ家道の轉回に努む其の至孝悌愛實に世の龜鑑とするに足る仍りて金壹封を贈與して茲に之を表彰す。大正十五年二月十一日 宮城郡處女團長 糟谷哲郎

【高橋虎夫】

教育に盡瘁せられその功績の顯著たるを確認し表彰せらる、全文左に。

表彰狀。松ヶ濱尋常小學校訓導兼校長高橋虎夫殿。多年本郡初等教育並に男女青年團の指導教養に盡瘁し其功績寔に顯著なり仍りて茲に之を表彰す。昭和二年二月十一日 宮城郡教育會長 大宮司雅之助

第十項 多賀城村

【天童頼永】

足利氏の族管領斯波家兼に出づ、家兼十世の孫直家山形滿定の二子頼直を養ひて嗣とし、天童に徙る因りて氏とす。後九世頼澄平塚の城主最上義光に破られ、走りて國分盛氏に寄りて恢復を謀る、會々盛氏歿す果さず已にして藩祖に仕へ千五百石を食み、準一家に班す、留守政景の二子頼重を養ひて嗣とす、亦子なし伊達重宗の次子頼長を養ふ、後頼長本宗に復す、安藝宗重是なり。本村高橋より八幡に至る堤防及利府村の加瀬堤は當時宗重の計畫なるものなりと。維新前は天童家所有田の外他に灌水を許さざりしが維新後は加瀬・市川・八幡三區の共有の用水堤となれり。水量豊富にして挿秧の節少しの降雨なきも、田植の時期を失することなきは、宗重の餘澤なりと云ふ。重頼更に亘理備後の子定義を養ひ嗣とす、定義尙幼なり故に備後に命じて家事を攝せしむ。備後才武戰功あり、嘗て江戸にあり、他藩士と事を争ひ直を得藩祖之を嘉し命じて秀宗に屬して宇和島に赴かしむ備後肯せず、遂に祿を納めて高野山に入る、後信夫鳥渡村に住す十餘年義山公召して脇荊頭となす、寛永十六年二月命じて定義の祿を襲がしむ、子孫八幡に邑し千三百四十石を食む。八幡は現に天童家の舊臣七十餘名、及天童家小耕作人とを以て集合せる一區なり宗重十世の孫頼永資性温厚君子の風あり。八幡の舊主人と稱して尊敬せらる、維新後農に歸す、嘗て學務委員に選任せらる。八幡には昔より天童家及其家臣を以て組織せる年一回の懇親會あり、後此會は小姓組と足輕組との二組に別れたり、是れ足輕の主人と同席せるは失禮なりとの事より起れりと、又現時新年には天童家にて舊臣一同を招待して饗し席次は身分によりて嚴然恰も封建時代の風を存す、而して君臣和氣霽々の裡に酒盃を含み歡を罄すと云。

【白龍子永繁】

本村八幡に住し刀劍工、世々伊達家に仕ふ。其先濃州田代村に住し刀劍鍛冶を業とす、四代永繁に至り藩祖貞山公に召され岩手山に移り七貫五百文を食む田代を氏とす。青山公に隨ひ京都に上る、後水尾天皇より攝津守の稱を許され、菊一の御紋を賜はる、永繁死し其嗣幼を以て祿を失ふ。初め永繁男二人あり、長は劍工安友の後を



襲ぐ、弟幼にして未だ職に堪へず、門人二人あり師業を継ぎ六人扶持並に切米四兩三分を給せらる。九代久右衛門其子秀太郎長俊相承け、十一代太郎太永繁に至り山城の大椽と稱し號を白龍子と以ひ業復振ふ。安政三年藩主慶邦公の刀を鍛鍊し賞を受く。王政維新の後本村に移住し専ら農具の製作を業とす。明治三十七八年の戦役松永將軍の囑を受け七十の老軀を以て數振の刀劍を鍛鍊す、現今老體九十歳猶矍鑠として長男辰五郎を指導し家業に従事せり。

【菊池市之進】市川山岸屋敷に居を構ふ、政宗卿入封以前より住する舊家なり。寛永八年市川村肝入李助は即ち十二代以前の世主なり。案ずるに其の囊き鎌足より先づ、菊池武光弟武義を祖とす、武義七世の孫顯義青名彈正に仕へ後ち本郡岩切に住す、顯義三代の孫重家に至りて農に歸し初めて居を今の市川に定む、重家の子李助寛永八年肝入の職に就く、蓋し肝入格の創始なり。李助五世の孫市兵衛寶曆年間勤功により苗字帶刀を許さる。市兵衛肝入勤仕時代安永年中に「多賀城跡、鴻の池」に關しての書上並にその系圖を抄録する下の如し。

城前一鴻の池。鎮守府將軍多賀城に御住被成候節往古者此所海邊に而潮の満干在之井爲御掘被成候而も潮水相入申候に付御難義被成置京都御母公様江其品被仰遣候處御母公様此事を御歎被成御祈願被相掛候處ある時鶴飛來此所之石之上江留り申に付不思議に被思召御立寄御覽被成候得者鶴飛去候而右石地之中江しつ之井を罷成候由俗説に申傳候此所未に至り池に罷成片葉の若生茂り候由只今は空堀に相成若茂まれへに生申候傍又右近邊に井在之清水に而如何程之干魃にも水涸不申候此井之事を取違候義にも可在御座候哉等も井の邊に生茂り居申候事。

一多賀城跡。右は大野東人御居城之由申傳候本丸二ノ丸之跡共石場今以相殘往古之瓦折筋土中より掘出申候事。一本丸堅五十間横五十間、二ノ丸堅五十間横三十間、三ノ丸堅四百間横四百間。但當村御百姓屋敷續畑通御村野山境まで御居館境内に相見得申候事本丸之跡より遠見之所共に可書上仕候事。東は當郡海土並菖蒲田濱松ヶ濱湊濱まで。南は當郡蒲生新濱國分名取伊具宇田巨理之濱々相馬領鶴の崎羽黒山邊まで。西は當郡は不及申名取柴田刈田之諸山不殘。北は當村樹木に隠相見得不申候事。右之通御座候事。菊池氏系圖(抜)(天津兒屋根命裔)一、大織冠鎌足、正二位内大臣藤原諸流元祖白鳳八年賜藤原姓。一淡海公、(菊池則隆十二)代

一、武時、菊池寂阿入道(贈從一位)(別格官幣社菊池神社主神)。一、武光、十五代、菊池肥後守(贈從三位)。一、武政、十六代菊池肥後守(贈從三位)。一、武義、(武光弟)菊池修理亮入道、自關肥後國八代城主於高田二萬貫領す。武政及十七代武朝を輔け後征西將軍宮良成親王を奉し奮戦天授三年正月十三日於蟪打戰死。一、顯信、(武義子)左馬助、應永二十二年四月二十九日卒。寂光寺殿壁山道仙大禪定門。一、顯勝、(顯信子)雅樂亮、鎌倉公方足利左馬頭滿兼公奉仕愛田郡保田郷にて七千五百貫文領す。右衛門滿隆公上杉禪秀一時の時顯勝上杉家に奉公す、嘉吉二年四月二十六日卒。一、義顯、(顯勝子)菊池但馬守、修理亮、應仁元年四月九日卒。一、勝正、義顯子。菊池刑部少輔、太郎左工門、上杉相模守房定入道常泰越後守護職依て勝正奉公して頸城郡黒川莊山五十公郷於兩所千五百貫文地を領す。明應九年八月三日卒。一、義勝、(勝正子)菊池雅樂亮、永正十九年八月十六日卒。一、顯義、(義勝子)菊池左馬助、享祿二年三月故有て下野退去して奥州に下り會津城主芦名彈正盛隆公奉仕金上館住於坂下三百貫文領す。天文九年浪人して奥宮城郡岩切村住す、天正十九年四月三日卒、法名儀山。一、義明、(顯義養子)雅樂亮、實左馬助顯義弟、浪人して下り宮城郡岩切村住す。男盛重、菊池太郎左工門、伊具郡蒲原庄保任移。一、勝時、(義明次男)藏人、宮城郡市川村住。義明女、岩切村余日隼人室。義明女洞口太郎左工門尉室。一、重家、(勝時長男)幼名太郎、於市川村爲百姓。一、李助、(重家長男)寛永年中御竿答寛永八年市川村肝入勤仕寛文四年十一月二十八日死、法名淨林。一、李之助、(李助子)幼名市郎右工門、万治二年爲肝入貞享四年二月三日死。一、李右工門、(李之助子)延寶五年爲肝入元祿十四年死。一、市郎右工門、(李右工門子)幼名次郎、元祿十四年爲肝入享保十一年迄肝入勤仕延享四年八月二十日死。一、市郎右工門、(市郎右工門子)幼名市兵工、享保十一年より肝入勤仕寶曆八年五月十七日死。一、市兵工、(市郎右工門子)寶曆八年より肝入勤仕此時苗字及帶刀御免天明二年九月十一日死。一、市兵衛、(市兵工子)幼名市之丞、安永七年より肝入勤仕寛政十一年四月二十八日死。一、八郎、(市兵工養子)實市兵工弟也。寛政九年より肝入勤仕天保三年十一月二十一日死。一、八郎古行、(八郎養子)實今市御足輕佐藤養吉弟爲八郎養子。天保七年大凶歳之際御郡方貧民救助之功に依り組拔に被召出弘化四年五月六日死。一、市郎右工門古茂、(八郎養子)實山王村肝入兵四郎弟也爲古行之養子。一、市兵衛益茂、(市郎右工門子)一、市之進、(市兵衛子)現戸主。

【宮澤清作】現に辯護士の事務に當り縣會議員に累進せるは世の周知する所なり、又博愛慈善教育等の公同事業に意を傾け力を盡せし事績の偉大なるは、紺綬褒章の授受に徴して昭かなるべし、本誌のため資材の寄與ありしのみを轉載して考證を擧ぐる左に。

5710



爰に從七位宮澤清作氏本社忠愛の主旨に協同せらるゝを以て定款に照し正社員に列す。

明治四十二年三月三十一日 日本赤十字社總裁大勳位功三級 載仁親王 日本赤十字社長正二位大勳位候爵 松方正義  
一金貳圓五拾錢。仙臺區裁判所宮澤清作。明治四十三年水害の際宮城縣外罹災地窮民救恤として頭書之遺寄附候段奇特に候事。

明治四十四年八月一日

宮城縣知事正四位勳三等 寺田祐之

本會の事業を翼賛し金參拾五圓を寄贈せらる仍て總裁貞愛親王殿下の御沙汰に依り敬て謝意を表す。

大正二年八月十日 宮澤清作殿。恩賜財團濟生會會長正二位大勳位功三級公爵 桂 大郎

宮澤清作氏。本會の事業を翼賛し金參百圓を寄贈せらる仍て會則に照し特別會員に列す。

大正十三年七月十一日 同仁會總裁大勳位功四級邦彦王 同仁會副會長正三位勳一等 丹波敬三

日本帝國褒章之記。宮城縣宮城郡多賀城村宮澤清作。大正十二年五月宮城縣宮城郡多賀城小學校建築資金として金壹萬六百元を寄附す依て大正七年九月十九日 勅定の紺綬褒章を賜ひ以て之を表彰せらる。

大正十四年十月廿四日

賞勳局總裁從三位勳二等 宇佐美勝夫

此證を勘査し第八百八十三號を以て褒章簿冊に登記す。賞勳局書記官正五位勳四等郡山智 賞勳局書記官從六位伊手衡

大正十四年十月廿四日

賞勳局書記官從六位伊手衡

【杉沼榮治郎】 本村山王小學校長在職中教育上に關し、成績の顯著なりし功勞を謝せられ、再餘に涉り表彰せられたり

考證左に。

宮城縣宮城郡山王尋常高等小學校訓導兼校長杉沼榮治郎。多年縣下小學校の教育に従事し其功績顯著なりと認む仍て本縣教育資金

使用に關する規程第十三條第二號に依り之を選奨し(銀時計並金メタル)壹個を付與す。

大正六年二月十一日 宮城縣知事從四位勳三等 濱田恆之助

宮城郡七郷農業補習學校長杉沼榮治郎。多年實業補習教育に盡瘁し其の成績顯著なり仍て茲に表彰す。

大正十三年一月二十六日 文部大臣從三佐勳一等 江木千之

旌表狀。教育事業功勞。宮城郡七郷尋常高等小學校訓導兼校長杉沼榮治郎。今次 皇太子殿下の御結婚は國民の深刻に記念すべき一

大慶典たり此の時に當り滿腔の赤誠を捧げ謹みて之を奉祝し併せて町村自治及教育事業功勞者の旌表を行ふは國本培養上恰當の措

置なりと認む莫くは爾今一段の奮勵あらんことを。

大正十三年一月二十六日 宮城郡長正七位勳六等森田專七郎

表彰狀。七郷尋常高等小學校長杉沼榮治郎。今次 皇太子殿下の御結婚は國民が滿腔の赤誠を捧げ謹みて之を奉祝記念すべき一

大慶典たり此の時に當り本郡教育事業の功績者として茲に旌表す莫くは爾今一段の盡瘁あらんことを望む。

大正十三年一月二十六日 宮城郡教育會長正七位勳六等 森田專七郎

賞狀。宮城縣宮城郡多賀城村大字東田中松田賴興。多年小學校教育の改善進歩に盡し其の功績顯著なりと認む仍て本縣教育資金使

用規程に依り之を選奨し時計壹個を賞與す。

大正十一年十月三十日 宮城縣知事從四位勳三等力雄一郎

旌表狀。教育事業功勞。宮城郡多賀城村教育後援會長松田賴興。今次 皇太子殿下の御結婚は國民の深刻に記念すべき一大慶典た

り此の時に當り滿腔の赤誠を捧げ謹みて之を奉祝し併せて町村自治及教育事業功勞者の旌表を行ふは國本培養上恰當の措置なりと

認む莫くは爾今一段の奮勵あらんことを。

大正十三年一月二十六日 宮城郡長正七位勳六等 森田專七郎

【松田賴興】 教育事業の功勞を旌表せらる、考證左記の如し。

賞狀。宮城縣宮城郡多賀城村大字東田中松田賴興。多年小學校教育の改善進歩に盡し其の功績顯著なりと認む仍て本縣教育資金使

用規程に依り之を選奨し時計壹個を賞與す。

大正十一年十月三十日 宮城縣知事從四位勳三等力雄一郎

旌表狀。教育事業功勞。宮城郡多賀城村教育後援會長松田賴興。今次 皇太子殿下の御結婚は國民の深刻に記念すべき一大慶典た

り此の時に當り滿腔の赤誠を捧げ謹みて之を奉祝し併せて町村自治及教育事業功勞者の旌表を行ふは國本培養上恰當の措置なりと

認む莫くは爾今一段の奮勵あらんことを。

大正十三年一月二十六日 宮城郡長正七位勳六等 森田專七郎

【小野善右衛門】 郡治上に貢献せるの功勞を旌表せられ銀盃一對を贈らる、考證下に。

表彰狀。故宮城郡會議員小野善右工門。多年郡治に貢献し其の功勞尠からず仍て銀洋盃壹對を贈り之を追賞す。

大正十二年三月二十一日 宮城郡長正七位勳六等 森田專七郎

【後藤銀右衛門】 郡治上に貢献せる功勞を表彰せられ銀盃一對を贈らる、考證下に。

表彰狀。故宮城郡會議員後藤銀右工門。多年郡治に貢献し其の功勞尠からず仍て銀洋盃壹對を贈り之を追賞す。

大正十二年三月二十一日 宮城郡長正七位勳六等 森田專七郎

【遠藤勘四郎】 先きには教育事業、後又郡治上に貢献するを表彰せられ硯及金時計を贈らる、考證下に。

表彰狀。前村會議員遠藤勘四郎。右者二十年本村教育發展に貢献せられたる功勞からず茲に學制頒布五十年記念日に際し硯箱壹箱

を贈呈して其の功績を表彰す。 大正十一年十月三十日。 多賀城村長 鎌田 猛



宮城郡參事會員遠藤勤四郎。多年縣治に貢献し其の功勞尠からず依りて金時計壹個を贈り之れを表彰す。  
大正十二年三月二十一日 宮城郡長正七位勳六等 森田專七郎

【鈴木源一郎】郡治上に貢献する功勞を表彰せられ金時計一個を贈らる考證下に。

表彰狀。宮城郡會議員鈴木源一郎。多年郡治に貢献し其の功勞尠からず依りて金時計壹個を贈り之を表彰す。  
大正十二年三月二十一日 宮城郡長正七位勳六等 森田專七郎

【岡崎榮五郎】市町村治績顯著なるに依り表彰せらる考證下に。

表彰狀。宮城郡多賀城村南宮區長岡崎榮五郎。勤績多年誠實其職に専り専ら勸業衛生教育警備納税の改善に盡瘁し其の勤勞顯著なりと認む仍て市町村治績表彰規程に依り之を表彰す。 大正十二年二月十一日 宮城縣知事從四位勳三等 力石雄一郎

【沼倉春吉】産業上に關し德行を推稱し時計一個を贈らる、考證下に。

賞狀。宮城郡多賀城村沼倉春吉。資性溫厚にして夙に地主今村家の耕地を小作し耕種栽培に力を致すこと多年其功績顯著にして洵に他の範とするに足る仍て置時計壹個を贈り茲に之を表彰す。 大正十二年四月十八日 宮城縣知事從四位勳三等 力石雄一郎

【菅野宗治】産業上に關し德行を推稱し時計一個を贈らる、考證下に。

賞狀。宮城郡多賀城村菅野宗治。資性溫良にして夙に地主賀川家の耕地を小作し農事の改良に力を致すこと多年其功績顯著にして洵に他の範とするに足る仍て置時計壹個を贈り茲に之を表彰す。 大正十二年四月十八日 宮城縣知事從四位勳三等 力石雄一郎

【菊池助治】自己の危難を顧みず、鹽竈小學校尋常一年生鶴田春治同校尋常生鈴木由吉の生命を救助せんと欲し大正十三年一月二十日日本郡鹽竈町玉川堤に於て由吉を救助し春吉と共に溺死す。參證下記に如し。

菊池助治殉道碑。宮城縣知事從四位勳三等上田萬平篆額。大正十三年一月二十日宮城郡鹽竈町玉川堤の水上にて二童相戯れ過ちて水に陥り將に溺れんとす、適一青年あり堤に沿ひて來る急を見て走り赴きて之を救はんすれども水薄くして履むべからず、乃對岸に至り氷の面を匍行して二童を距ること數尺の所に進み帶と襟卷とを繋ぎて携へたるを投じて之を捉へしめんす、此の時水暴

に破れて亦水中に没す、郷人變を聞きて馳せ至り百方救助に力むれども効なく青年は一童と共に溺死す、噫慘なるかな青年名を菊池助治といひ多賀城村字市川田屋場の農なり、夙く山王小學校に學び大正十年徵されて朝鮮龍山歩兵第七十八聯隊に入り精勵衆に擢て精勤章を授けらる、こと二回なり、昨年三月歸休隊を命ぜられ帝國在郷軍人會多賀城村分會に屬し又同村青年團員たり、後鹽竈町某氏に備はれ頗信任を受く、本年一月兄を援けて家道を興さんとし辭して家に歸り翌日鹽竈町に往かんとして途に死す、年二十四なり、資性溫順孝悌熱心誠實を以て郷黨に稱せらる薄氷を履むるの危きを忘れて人の急に赴けるが如き實に純眞なる至情に出づるものにして以て千歳の龜鑑となすに足る、遠近之を聞きて其の義俠に感じ其の壯烈に泣き曩に資を集めて厚く英靈を弔せり今又碑を樹てて殉道の顛末を記す後世之を見る者永く餘烈を仰ぎ長に感激を禁ぜざらんや。

帝國在郷軍人會仙臺支部長陸軍歩兵大佐從五位勳三等 三宅辨吉撰

墓碑の文。故菊池助治氏は吉五郎の二男たり、大正十三年一月二十日玉川堤に壯烈の死を遂ぐ、遠近其の義俠に感じ贈り來る義金實に五千有餘圓に達す、仍りて同志相謀り墓碑並に殉道碑を建立し尙遺族には參千金を贈り之を慰む、是に其の梗概を録し以て後昆に傳ふ。

表彰狀。宮城郡青年團長の表彰狀。故宮城郡多賀城村青年團員菊池助治。右者資性溫良沈黙入りては孝順悌友出でては優良青年にして又良兵たりき、時大正十三年一月二十日家用の爲の鹽釜町に至る途次偶々玉川堤の水上に於て遊戯中の兒童鶴田春治外一名の没溺せんとするを目撃するや奮然挺身水上を匍匐して將に救助せんとするのさき結氷碎破して遂に壯烈の死を致せり、其の犠牲的精神と勇敢なる行爲とは永く世道人心を指導し千載不朽の龜鑑たり、茲に本團の決議により金參拾圓を遺族に附與して其の篤行を追賞す。 大正十三年一月二十八日 宮城郡青年團長正七位勳六等 森田專七郎

宮城縣知事の褒章條例による賞狀。宮城縣宮城郡多賀城村故菊池助治遺族菊池吉五郎。菊池助治。資性溫良善行に富み堅實なる青年として常に居郷の信望を荷ふ、大正十三年一月二十日所用ありて鹽釜町に出づる途次玉川堤の水上に於て溺れんとするを目撃するや身を挺して之が救助に赴き危難を顧みずして懸命努力する所ありしも及ばず遂に一兒と共に死を招くに至れり、其の壯烈にして仁俠奇特の行爲は洵に他の範を爲すに足るべし、仍て褒章條例に依り金貳拾圓を賜ひ其篤行を追賞す。

大正十三年一月二十九日 宮城縣知事從四位勳三等 力石雄一郎  
表彰狀。警察協會宮城支部長の表彰狀。故菊池助治。一金貳拾圓也。大正十三年一月二十日宮城郡鹽釜町玉川灌漑用貯水池に於て遊



戯中結氷破碎して陥没溺死せんとしたる鈴木由吉鶴田春治の救助に努力辛じて鈴木由吉を救助し尙外一名の救助に盡力中寒氣と疲勞とに依り身體自由を失ひ共に溺死するに至りたる行動は世の龜鑑とするに足る、依て頭書の金額を贈呈して其の功績を表彰す。

大正十三年一月三十一日

警察協會宮城支部長宮城縣知事從四位勳三等 力石雄一郎

宮城縣知事警察賞與規則に依る賞狀。故菊池助治遺族菊池吉五郎。故菊池助治が大正十三年一月二十日玉川貯水池に於て氷上遊戯中結氷破碎し陥没溺死するの危険に瀕せる鶴田春治。鈴木由吉の兩名を見るや挺身之れに赴き危険を侵かして努力し、鈴木由吉を安全の地に移し他の一名を救助すべく盡力中途に溺死せるも其行動一般の龜鑑とするに足る、仍て警察賞與規則に依り金拾五圓賞與すべきの處行賞前死亡に付遺族へ給與す。大正十三年一月三十一日 宮城縣知事從四位勳三等 力石雄一郎

賞狀。帝國在郷軍人會々長の表彰狀。帝國在郷軍人會仙臺支部下多賀城村分會正會員 故歸休陸軍歩兵一等卒菊池助治。資性溫良孝心深く友情厚く在隊中は模範兵として稱揚せられ、特に選ばれて歸休を命ぜられ大正十三年一月二十日鹽釜町宇野田玉川堤氷上に於て遊戯中の兒童二名水中に陥り將に溺死せんとするを發見するや自己の危険を顧みることなく直ちに救助に従ひ其一名を救ひたるも他の一名と共に溺死するに至る、其犠牲的行爲は眞に軍人精神の發露にして以て在郷軍人の模範とするに足る、仍て茲に其善行を表彰す。大正十三年二月一日 帝國在郷軍人會會長元帥陸軍大將正二位勳一等功一級子爵 川村景明

二月十一日表彰狀傳達式に寄せられたる弔辭。人百齡なし一死世を導き芳を千秋に垂る、男子の本懐洵に完し新に陸軍歩兵一等卒菊池助治君の至誠通神壯烈なる大死を聞く今や舉世潤濁滔々低に就くの秋に方り君獨り毅然として毒流に抗したる大勇は劍電彈雨の殊功に比し更に赫灼として光被するものあり、これ克く先帝の神勅を奉體現實せるものにして永く吾人の龜鑑とする所なり、茲に共鳴感激恭しく君の英魂を用す。大正十三年二月十一日 戰友陸軍騎兵大佐正五位勳四等功五級 多田捨巳

第十一項 岩 切 村

【進藤久敬】 天保十二年仙臺に生る、明治の初年本村小學校の教師となりしが、時代の趨勢を看破し殖産興業によりて村民を益せんとし、遂に教職を辭し、以後専ら殖産に従事すること二十餘年、事漸く成り造樹會社の設立を見るに至れり。明治廿七年其功績を録して藍綬褒章を賜ふ、惜かな賞狀を手にするに先づ旬日事業多望の秋に於て歿す。享年五十五歳

【安久津成清】 仙臺藩士にして代々本村に住す。本縣師範學校に入り業卒へて、仙臺市東二番丁小學校及木町通り小學校に訓導將た校長となり、後宮城・黒川兩郡二、三の學校長に歴任す。岩切小學校長の時功績顯著なるの故を以て、時の文部省より選賞せらる。明治二十二年町村制の實施の際、村々會議員に擧げらる、爾來教職を辭し政黨に入り、岩切村長及郡會議員の公職にあること十數年、其の功績少からず。大正五年五月病歿す。年七十一歳。

【山田新穂彦】 文化二年西磐井郡山目村に生る。性剛直、頭腦明敏にして學を好む。幼時算數の學を千葉流峰の門に學びて、其奥義を極め、關流の極意皆傳を受く、又漢學を樋口某に學ぶ。維新後本村台ヶ原に移住し、明治六年より本村小學校教師となり、或は土地を開墾し、時に詩を賦し、和歌を咏じて自ら遣る。同十一年五月十九日歿す。年六十四歳。

【永野勇吉】 父は近邑に聞えたる勤勉貯畜の農夫なりしが、君が代に至りて財益々裕かなりき。市町村制の實施以來本村々長、村會議員として村事に盡瘁し、又本縣々會議員に擧られたることあり。村會議員、村農會長、所得稅審査委員等の公職に就く、爲人氣才縱横事に臨みて動せず、三寸の舌頭忽ち異端を摧破する底の概あり、資料の乏しを恨む。【三瓶勇佐】 三瓶磐比の長子なり。總角の頃、貧困にして糟糠にだも飽かさざりき、年十九奮然笈を負ひて横濱に至り、奮闘すること數年、家計漸く裕なるに及び、單身北米合衆國に遊び、コロンビヤ大學に入り殖民行政の學を研鑽して歸る後藤新平男其才を愛し引て肱股となす、好機一度到るや、或は臺灣に於て或は滿洲に於て、事績皆擧がる。現に十有餘會社の重役たり。人となり身を律すること頗る堅く、父母に事へて孝、稀に見るの人物なりとす。

【三浦もよ】 弘化四年本村九左衛門と稱する素封家に生る。家産を繼ぐに及び、知己僕婢は云ふも更なり、苟も困窮せるものあれば多少金財を與へ且諭せり。近隣爲に其の徳に潤ふ、其慈善を行ふに太だ急なるや、苟も貧に苦しむものを聞けば、たとへ深更道の遠き所にて自ら赴き金品を與へ、而して後安堵して辱に就くと曰ふ、獨り貧窮のものに



止まらず、村の爲め又は小學校の爲め陰に力を致せしこと擧げて數ふべからず。大正五年二月四日、年七十歳にして歿するや老弱其徳を慕ひ哀悼して措かざりき。

【鈴木對馬保義】 保義は青麻神社々司鈴木理吉七代の祖なり、保義の父を儀右衛門と云ふ。儀右衛門安永五年（皇紀二四三六）伊豆佐賣社の神主たりしとき、對馬の稱號を白川家神祇官より賜はりしことあり、このとき式内伊豆佐賣神社の神主たりき。

白川家神祇官配下許狀（もみ大奉書たてがみ）奥州宮城郡伊豆佐賣社神主鈴木儀衛門事今般宜稱對馬 風折烏帽子淨衣淺黄之指貫 令着用 神事之節可進退之由本官所候也同許狀如件

安永五年六月二十二日

神祇伯家雜掌圖

爾來四代相傳へて對馬と稱す。對馬俗名儀右衛門の嫡子、對馬保義通稱六郎治の時代に至り青麻神社の奉齋を始めとし造樹殖林の事業を經始し國用を助く、其の功績を激賞せられ、神社にありては配下一統の吟味役となり、又藩府にありては士分の優遇を享けたり。青麻官林の起因皆保義の遺跡を證す。由來鈴木氏は物部氏族穗積氏流にして鈴木氏の祖を重基と云ふ。重基二十六世に重家重清の二子あり、重清は即ち弟にして龜井六郎重清なり、寛政系譜に此流鈴木五十八家を載せあれば、家紋も數多に分る、抱稻穂、三つ雁の丸、下り藤の丸、丸に三巴三、雲菱のうち雁金、藤丸菊、龜甲六角の内に下り藤、丸に三柳の葉等あり。

寛政五年正月付神祇管領關東執役よりの書寫（小奉書横折紙）今般神祇道就御改正、御配下一統諸行事万、並職業未熟之族爲糺明、吟味役被仰付候條聊私曲依估之取計無之様心掛、邪正承り糺し早速關東御役所之注進可有之候。若以來卒爾之働等於有之は、可爲越度之條可不得其意者也。鈴木對馬殿 神祇管領關東執役大監物義政圖 寛政五年丑正月 諭翰（中奉書縦紙）立烏帽子布齋服被免許之條。許狀如斯華。令存知習旨無之、神祇道本元乎不亂。忌部之地乃締乎致。中臣之天

事以且。天下泰平國家安全之御祈。無怠慢勤行可有者也。仍諭翰如件。寛政五年三月 神祇管領資延王關東執役大監義政奉

寛政五年三月

鈴木 對馬殿

士分御扱書。宮城郡岩切村百姓神主鈴木對馬。宮城郡菅谷村御林江願之上自分入料を以て諸木取台七萬五千本餘去々年去去年迄植立指上追々共四萬五千本植立て指上由是迄植立之分は野火除之儀を始諸事自身に辛勞不厭成木之候會令制道皆以宜敷根付追々は實木にも相成候様仕上其上隣村之者共相進め追々は郡中及し何れも諸木植立候心掛に仕向り候次第畢竟永久の御國益を存上輕者深切之致形神職道も兼而宜敷相守居候事に聞得被是奇特之至りに候依て其身一生御郡奉行支配御足輕御小人組拔格に被成下永く百姓人別被除下候事。右は寛政十三年六月十三日於御用所に被仰聞御賞之事。御賞抱り御郡奉行所宛石川傳吉殿。小崎甚兵衛殿。二度之御賞。御奉行所宛片倉小十郎殿於御宅中村日向殿。遠藤勘解由殿御別座。出入司小野文吉殿御郡奉行小崎甚兵衛殿。文化五年十二月十四日。永世御番外士格被仰付。片倉小十郎殿於御居宅、御番外格に被成下候事。家傳。穗積の姓を稱したりしも後鈴木と稱せりしこは何年頃なりしは記録になし、惟ふに初祖保昌後久しく稱したりしとおぼゆ現代より十二三代頃は一旦岩切表入山今の齋藤善之助宅に在りて農業に従事しつゝ、青麻山祭祀を致したり、數代の墓所も善之助氏墓所にあり所兵衛と稱せるものより山中に入りたりしも子等は入山に在り儀右衛門に至り（儀右衛門は二三代ありしと見えたり）許狀を受け神主たり鈴木の稱は其以前より覺ゆるも明かならず候。

第十二項 利 府 村

【小針彦次郎】 赤沼敵討の遺蹟は赤沼分教場の附近石巻街道側彌太郎地蔵の在る所なり。白川藩小針彦次郎、父の仇富永彌太郎私怨を以て、同僚小針四右衛門を殺し、家を擄て遁る。四右衛門の男彦次郎家人武石彌兵衛其子喜兵衛と共に、仇を江戸に踪跡す得ず、更に京攝を搜り、北陸出羽を経て松前に航し、亦南部を経て仙臺領に來り、初めて其消息を石巻松島の間に得たり。偶々赤沼を過ぎ彌太郎及弟五郎七に逢ふ。互に姓名を呼び奮戰數十合、遂に彌太郎を斬る



彦次郎年三十五、二創を被る、喜兵衛孫兵衛共に重傷遂に死す。于時延寶三年五月七日也。白川侯彦次郎を賞して祿二百石並に長光刀を賜ふ。後享保十七年彌太郎の姪、富永道仙來て石佛を建つ彌太郎地蔵是なり。

柳澤碑文。封内玉露集。赤沼地蔵。延寶二年八月十日。奥州白川城主。本多能登守家士。小針彦四郎家中。片倉孫兵衛。其子嘉兵衛主從三人。親敵富永彌太郎。同弟五郎七二人を討つ。後年其甥地蔵を建て供養す。

東藩史稿卷之五。五月七日。(編云延寶三年)宮城赤沼村に於て、白川侯の臣小針彦次郎、父の仇富永彌太定勝を殺す。初め延寶元年彦次郎の父四右衛門、同僚定勝に殺さる、定勝擧家遁る。彦次郎當直城にあり、變を聞き還る及ばず、遂に請て仇を踪跡す、家人武石孫兵衛其子喜兵衛を拉ひ、先づ江戸に赴き搜索遺すなし、二年三月京攝間を搜り、遂に北陸及出羽を経て松前に航し、南部を過ぎ我が封に入る。石巻松島の間稍其踪跡を得たり。此日赤沼を過ぐ、定勝及び弟五郎七定重に遇ふ、互に姓名を呼び、奮戦數十合、遂に之を斬る。彦次郎年三十五、二創を被る、喜兵衛は一創、孫兵衛は年六十重傷遂に死す、白川侯板垣十兵衛を遣し事を處す、侯彦次郎に祿二百石を加ひ、宇佐美長光の刀を賜ふと云ふ。後享保十七年定勝の姪、富永道仙石佛を赤沼に建つ、人之を彌太郎地蔵と呼ぶ。世に忠孝東土産一名赤沼敵討と名づくる書あり、妄誕據るべからず。

【孝子總吉及半三郎母】 藩主綱村卿城中に召して之を賞す。

封内風土記。菅谷邑孝子二人、其一、邑民總吉。事父母致孝。靈元帝。延寶六年三月二十三日。青山君召之於城上。伏謁賜黃金二枚。其二。邑民半三郎母。事姑致婦道。今上帝。明和二年十月賜金賞之。

【孝子善吉之助夫妻】 藩主齊宗卿、善之助夫妻の孝養を賞す。

封内孝義錄。善之助妻某。善之助は宮城郡菅谷村の人なり。其妻某善く祖母及舅姑に事ふ、祖母齡八旬餘老病常に臥す、姑又中風に罹る。妻乃ち一に能く保護力を竭し、屢狀辱を移して其身體を安んじ、各其嗜好を供し日として酒を進め歡を助けざるなし。夏は抱負して涼處に就き冬は火を熾して寒を防ぐ祖母死するに及び専ら舅姑に事ふと云ふ。善之助は則ち侍養、一に妻に委れ己は力を耕耨に勵まし、未だ嘗て暫くも懈たらず。其稼水旱の害なし、人孝徳の報となす。文化十二年十月金七方を賜ふ。郡誌資料孝行石の由來。利府村菅谷櫻井助次郎先代なる善五郎悻善之助の妻なる人孝心深く伊達家より當助表彰せられたり今に

「孝行の石」と稱へて舊の九月九日各戸にて赤飯を焚いて碑に供へると云ふ。

風土記書出。宮城郡菅谷村 百姓善五郎悻 善之助妻。舅儀病身之姑え多年孝心に仕へ極老之祖母存生中も親切に取扱候品々一村之者共申出奇特成事に候依て爲御褒美御金七切被下置候事。文化十二年十月十五日

【佐々木春泰】 公職に在り、荒れたる神祠を興し、郷土に貢献する事蹟は左記考證の如し。

名臣傳贊。佐々木春泰仁右衛門と稱し、春明と號す、世利府郷に居る。父を五三郎と稱し母は關氏、六歳悻特を失ふ、祖父母に養はる、九歳祖父を喪す、獨祖母と居る。祖母撫教極めて厚し、年八十五にして終る、春泰悲慕已ます、木を刻し像を造り、恒に如在の誠を盡す、復子孫をして其恩を忘る勿らしむ。春泰遺教を佩服し、才器蚤に成る小より衆の推重する所なり。年甫て二十二組頭となる、二十八にして肝煎となり檢斷を兼ね、在職幾と三十年、權に大庄屋と爲る者四次、専ら民を安するを心と爲し、一境悻然たり、其間聲績皆紀すべし。郷に八幡菴あり舊八幡祠あり、土地の神たり荒圯年久しく名存して實は廢す。文化十一年官に請て其祠を修造す是年英山公松島に詣す、春泰邑吏の舊例を引き故事の如くせんを請、許さる。是に於て、公駕利府を過るの日、大庄屋より、組頭に至り、土儀を献じ拜謁す。金若干を賜ふ、且行頭麻上下服を著るを許さる。十二年又貞山公諱日に邑の吏民花勝を献じ、瑞巖寺に詣拜せんを請ふ亦許さる。是日饌を賜ふ、後恒例と爲る。蓋利府に列肆を創置する者、公の令する所、故に恩他邑に踰ゆるものあり。嘗て大饑饉に會し事中ころ寢む。今皆舊に復するを得たり。又郷に曾關(或は奈古曾の關と稱す)あり、沿溪阪塘あり、溪水暴漲毎に堤軋ち決し、田疇多く害を被る。春泰心力を輸し方略を設け、之が修繕を爲す、後水患なく農利始て修むるを得たり。加瀬村に荒田數頃あり、文政元年己が資を捐て開墾し、租額殆ど六十石を得たり、請ふて以て養賢堂學田と爲す、其績を嘉し羽織地三端を賜ふ。村内舊鹽澤左近將監家景の墓あり、墳荒れ碑泐し、其處を知るなし、春泰力を悉し民間を搜索して之を得たり、家景は水澤留守氏の祖なり、氏大に悦び碑を豎て塋戸を置き、家紋の禮服を春泰に賜ふ。春泰依て其華胄を述べ、謠曲を作り、名て龜島と云。龜島は蓋し其墳傍近の地名なる留守氏採て以て樂章と爲す、春泰に實に鶴を以てす云。春泰嘗て名取春仲に従ひ天學を學ぶ、又倭歌を好くす、師を四方に求むるの志あり、劇職に居るを以て果さず常に以て憾と爲す。文政九年二月二十三日病で没す年四十九、宮城郡利府郷八幡山に葬む。配山田氏四男一女を生む、三男春次嗣となる。

【木村信基と系譜】 木村姓藤原大職冠内大臣鎌足公後裔清信住奥州伊達郡稱木村。仕貞山君、國常、國信、定國、信惠



信堅、仕獅山君。寛保二年十月五日、利府鴻巣館歌丸の地を拜領す。延享四年八月三日利府本郷附近の地、並に國分鶴谷村及び名取郡富澤村の内にて都合百貫文を賜はる。信利・信古・信行・信近・信堅・信基は先代が藩主より賜はりたる種々の物品を藏し居れり、信堅が藩主獅山公より賜はりたる圓月亭の額並に和歌の二三を擧ぐれば、

作りなすこのやまがらやさき草の三葉四葉のさかへをも見舞。左中將吉村。

圓かなる影もてあそぶ宿に來てこひ居まの月もこそ見れ。

更くるもしらぬまぎれに待こ月居待の月をむかふ夜のそら。武衛 吉村。

霜月はじめの方、鷹狩のついで藤原信堅がやどり利府といへる所にたちより侍りしあるじは武藏に有ければおやはらからなりけるもの來りて、何くれもてなしたりしに、しばしやすらひなからしつかになかりて。宗村。

まだきより花かこ見えてみぬ春のおも影むかふ雪のこなやま。

うしろの山に上りて眺望するに、末の松山まで見わたされければ。

夕附日さやかにばはれてはる／＼こなきなかめのす衛の松山。

宮城郡利府の郷に、藤原信堅がすみこころしつらひて己れを始めたまきけるに家作りもの／＼しく山海の景色このあたりには似る所もなかりけり。折しも睦月末つかたなりければ春のかすみは立ちなから遠山の雪いさふかく残りけるを見はべりて。吉村。

なかめやる海邊はかすむ春日にも消あへぬいろをみれのしらゆき。

かゝる所のさま。宗村朝臣に見せまつりて。

何ならぬ筆のすさびも見ぬ人のきて見むためと残す言の葉。

寛保三年正月二十七日利府屋敷へ初而被爲成候節拜領之（参照以上口繪）

【高橋熊太郎】 嘉永五年十一月十五日を以て本村本郷に生る。家代々農を業とし、傍醬油の醸造及び商業を營む。資性温厚幼にして學を好み、研修年餘斬然頭角を現はし衆の推賞するところとなる。而して其の業務を熱誠なる、常人の及ぶところにあらず、此を以て擧げられて各種公職を奉じ貢獻する所多し、概要を摘記すれば。

明治十五年より利府小學校學務委員に擧げらる。同十六年より二十年迄學區聯合會議員となる。同十七年利府村農業組合を組織し大に農事の改良に勉め後ち利府村農會長に擧げらる。同十九年所得稅調査委員、同二十二年より同二十五年迄利府村長當選辭職後同二十五年より大正五年迄縣會議員同副議長六年。其他大正三年營業稅調査委員及審査委員、宅地修正委員、寶塚普通水利組合議員利府村會議員等。大正七年六月十三日歿す享年六十七。

名譽賞狀。宮城縣宮城郡利府村高橋熊太郎。農事改良の獎勵及實行。右成績顯著なるを以て本會農事改良獎勵法に依茲に之を表彰す

明治四十二年十二月九日

大日本農會總裁大勳位功二級 貞 愛 親 王

高橋君墓碑銘。大正七年六月十六日。宮城縣會副議長高橋君熊太郎病歿。距其生嘉永五年十一月十五日。享年六十有七。聞者莫識與不識皆痛惜焉。君宮城郡利府村人。資性温厚人格圓滿。夙爲衆所崇敬。其嗣家也。拮据匪勉。家道蔚興。富冠于一郷。選舉村長兼攝諸公職。皆稱其職。在官城縣會議員之職三十年。議論公平。決斷如流。或爲參事會員。或爲副議長。其衆望之所歸可以知矣。君常。以農桑爲國本。專心穡稼改良。率先組織本村地主會。又學宮城郡農會副會長。兼縣農會議員。嗚呼君一縣之望所貢獻。固不少。前途待其手腕者亦多矣。而今也幽明異路。雖欲不惜豈得乎。余與君相識二十年。碑銘之任固不可辭也。銘曰。生呼長者。死有遺芳。溘焉長逝。空怨波聲。

仙臺 箕洲今泉彪撰文 巴溪佐々木舜書

【大泉重藏】 明治二年九月二十三日を以て本村利府本郷六番地に生る。家代々農を業とし傍商を營む。性温良にして方正克己忍耐勤勉又學を好み、初め本縣尋常師範學校に入り疾の爲に退學、應て後ち私立東華學校に入學優等にて卒業又東都に遊學し、物理學校を経て高等師範學校數物化學の選科に入り、明治三十一年三月卒業直に宮城縣尋常中學校教諭に任ぜらる。初め學校にあるや長期の休日には必歸省して家業を助け、勤儉實に學生の好模範と稱らる。氏の中學に教鞭を執るや朝は未明より黄昏に至るまで理科の一室にありて斯道の實驗に餘念なく、其教授に臨みては準備周到、その説く所簡明にして生徒の信望を受くる又故なきにあらざるなり。其の教ふる所の門弟無慮數千國家有爲の才となる者實に數十百を以て算すべく氏の如きは獨り我村の誇に止らず實に本縣の良師範と云ふべし。



【宮城熊五郎】 多年村長の要職にあり村治、教育に盡瘁す表彰文左に。

宮城縣宮城郡利府村長 宮城熊五郎。多年村長の職務に従事し銳意熱心普通教育の普及發達を圖り其の効績顯著なりとす仍て本縣普通教育獎勵規程に依り之を選奨し其賞として懷中時計壹個を附與す。

明治四十年十月三十日

宮城縣知事從四位勳三等 龜井英三郎

【丹野市右衛門】 公共事業に貢献せられたる成績を賞せらる考證左に。

表彰狀。宮城郡利府村長正八位勳六等丹野市右衛門。村長として多年村治に執掌し精勵其の職に膺り事務の整理納税の改善教育産業の施設部落有財産の統一水道の整備等村治の振興に貢献したる功勞洵に顯著なりと認む仍て市町村治績表彰規程に依之を表彰す

大正十三年二月十一日

宮城縣知事從四位勳三等 力石雄一郎

宮城郡利府村長 正八位勳六等丹野市右衛門。市町村治績表彰規程第二條に依り置時計壹個を賞與す。

大正十三年二月十一日

宮城縣

【高橋清六】 關東大震災に際し救護事業に努力せられたる功績を賞せらる考證左に。

褒狀。帝國在郷軍人會仙臺支部宮城郡聯合分會長陸軍歩兵中尉正八位高橋清六。關東地方の大震災に當り進んで管下分會員を以て救援隊を組織し罹災地に至り熱誠以て之を指揮して救護事業に努力し其の功績多大なり仍て茲に賞狀を授與して其の善行を表彰す

大正十三年二月十一日

帝國在郷軍人會々々元帥陸軍大將正二位勳一等功一級 川村景明

【大泉重五郎】 公共事業に貢献せられたる成績を賞せらる考證左に。

表彰狀。宮城郡利府村大泉重五郎。勤儉力行克く産を治め且力を社會公共の爲に盡し其の實績他の模範たり仍て茲に置時計一個を附與して其の功勞を表彰す。

大正十四年六月十日

宮城縣知事從四位勳三等 上田萬平

【鎌田捨五郎】 教育事業に貢献し且つ消火器を郷校に寄與せられたるを賞せらる考證左に。

宮城郡利府村鎌田捨五郎。大正十三年七月宮城郡利府尋常高等小學校にオルガン壹臺を寄附す仍て褒章條例に依り之を表彰せらる

大正十四年三月六日

宮城縣知事從四位勳三等 上田萬平

表彰狀。利府村學務委員鎌田捨五郎。大正六年八月學務委員に就任以來茲に八ヶ年克く村當局を佐け學齡兒童の就學出席獎勵校舍校具等の設備の充實より學校家庭の連絡並に青年子女の指導に至るまで勵精盡瘁し以て村教育の普及發達に寄與したる効績洵に顯著なるを認む依て茲に之を表彰す。

大正十五年二月十一日

宮城郡教育會長 糟谷哲郎

【丹野龜吉】 平素産業に従事し國本培養に資し特に大演習に際し郷土の物産を傳獻せるを賞せらる、考證左に。

表彰狀。宮城郡利府村丹野龜吉。多年農事改良の獎勵及實行上に盡瘁し其功勞顯著にして本會農事功績表彰規程に該當するものと認め茲に甲種賞狀を贈り之を表彰す。

明治四十五年七月二十三日

宮城郡農會長 錦戸景訓

表彰狀。農事獎勵員丹野龜吉。明治四十五年表彰以來益々農事改良獎勵に従事し紫雲英の普及及堆肥の製造苗代害虫驅除早播早植正條植稻乾燥等普及に努めたるのみならず或は村地主會を組織して小作人の保護獎勵を圖り或は稻立毛品評會を開催して米作の改良増收に力を盡し或は梨園組合を組織して肥培上の改良を圖ると共に販路の擴張に努むる等其功勞顯著にして本會農事功績表彰規程第一條第三號に該當するものと認む依りて別紙目錄の銀時計を贈り之を表彰す。

大正七年九月二十六日

宮城郡長正六位勳五等 清野喜左衛門

表彰狀。丹野龜吉。平素農事改良に盡瘁し特に本年の苗代管理方法及跡作付指導督勵に努力したる其勞少からず仍て銀杯壹個を贈呈し茲に之を表彰す。

大正十一年十二月二十日

宮城郡農會長從五位勳四等 戸田元太郎

一梨賞。壹籠。右今般 攝政殿下宮城縣下行啓に際し献上被致候に付御前へ差上候此段申進候。

大正十四年十月二十四日

丹野龜吉殿 宮内大臣 一木喜徳郎

感謝狀。丹野龜吉。右者大正十四年十月本縣下に於て舉行せられたる特別大演習に際し供御食料品の供進に盡力したることを尠からず仍て木杯壹個を贈呈し茲に感謝の意を表す。



大正十四年十一月二日

宮城縣知事從四位勳三等 上 田 萬 平

【高橋長九郎】 熱誠職務を格守し成績の優秀なるを賞せらる考證左に。

利府消防組組頭高橋長九郎。精勵克く部下を指導し消防用の器具機械被服の整備保存並火災豫防上に關し努力したる功績顯著にして他の模範と爲すに足る仍て消防組獎勵規程第一條第一項第五號に依り茲に之を表彰す。

大正九年三月十五日

宮城縣知事從四位勳三等 森 正 隆

【伊藤長藏】 三十年の長期に亘り職責を全ふせるを賞せらる、考證左に。

表彰狀。利府消防組小頭伊藤長藏。右在職三十年以上にして規律嚴守技術熟達他の模範たるべきものと認め仍て特別賞牌を授與し之を表彰す。

大正十四年八月一日

宮城縣消防協會總裁從四位勳三等 上 田 萬 平

【板橋重兵衛】 農事の改良に貢献し成績の顯著なるを賞せらる、考證左に。

賞狀。宮城郡農會員板橋重兵衛。平素農事の改良に精勵し其の成績優等に付木杯壹個を賞與す。

明治三十八年五月五日

宮城郡農會長從六位勳五等 八 乙 女 盛 次

表彰狀。宮城郡利府村農會農事獎勵員板橋重兵衛。多年農事改良の獎勵及實行上に盡瘁し其功勞顯著にして本會農事功績表彰規程に該當するものと認め茲に甲種賞狀を贈り之を表彰す。

明治四十四年十一月二十七日

宮城郡農會長 錦 戸 景 訓

【郷右近正壽】 農事の改良に盡力しその成績の顯著なるを賞せらる、考證左に。

賞狀。宮城郡農會員郷右近正壽。平素農事の改良に精勵し其の成績優等に付木杯壹個を賞與す。

明治三十八年五月五日

宮城郡農會長從六位勳五等 八 乙 女 盛 次

【高橋文彌】 鹽竈小學校に奉職し教育上貢献しその事蹟の著明なるを賞せらる、考證左に。

賞狀。宮城縣宮城郡鹽竈尋常高等小學校尋常科訓導高橋文彌。右者多年教育に従事し其の功績顯著なりと認め仍て本縣教育資金使  
用規程に依り之を選奨し銀盃壹個を賞與す。

大正十一年十月三十日

宮城縣知事從四位勳三等 力 石 雄 一 郎

高橋文彌。多年教育に従事し其功績優良なる故を以て勳八等を授けらる。大正九年八月三十日

【白石慶治】 多賀城村笠神小學校に奉職し教育上事蹟の顯著なるを賞せらる。

賞狀。宮城郡笠神尋常高等小學校訓導兼校長白石慶治。多年縣下小學校の教育に従事し其の功績顯著なりと認め仍て本縣教育資金  
使用に關する規程第十三條第一號に依り之を選奨し銀側時計壹個を付與す。

大正九年二月十一日

宮城縣知事從四位勳三等 森 正 隆

【白石きよし】 女子青年團に盡瘁せるを表彰せらる、考證左に。

表彰狀。利府尋常高等小學校訓導白石きよし殿。多年本郡初等教育並に女子青年團の指導教養に盡瘁し其の功績顯著なり仍りて茲  
に之を表彰す。

昭和二年二月十一日

宮城郡教育會長 大 宮 司 雅 之 輔

第十三項 松 島 村

【法心性西禪師】 瑞巖寺前身圓福寺の開祖なり。常陸國眞壁郡猫島村に生る、幼名平四郎、晨とに兩親を喪し、長じて  
州牧某に仕へて賤役を事とす。一日州牧痛く平四郎を罵り、且つ著履平四郎を蹴る、平四郎羞を含み潜に逃れて、禪  
寺に入りて得度し、後ち商船に航し臨安府に抵り、徑山寺の佛鑑禪師に見え、圓相中一丁字の法話に寢食を忘れて、  
心丹を練る九ヶ年の歳序に心地明白。徑山寺を辭し朝に歸り來りて松島の洞岩に紙衣草座す。鎌倉幕府の執權北條時  
政六世の孫時頼建長四年將軍頼嗣を廢して宗良親王を奉じて將軍とし、後ち五年康元元年（皇紀一九一六）時頼歲三



十、執權職を子時宗に譲り、入道して道崇と號し最明寺を建つ、所謂最明寺時頼是れなり。時頼圓頂黒衣に身を扮して諸國を行脚し松島に抵る、宛かも山王七社の大祭日に丁れり、普賢堂の閣圓法師時頼を殺さんと欲す、龜崎坊良泉法師の諫めにより時頼虎口の難を免がる。時頼鎌倉に歸り衆徒の無道を怒り、三浦儀成に命じて、一千の兵士を將ゐて圓福寺を圍みて之を滅ぼす。正元元年（皇紀一九一九）時頼曩日の法問に法心を歸依すること厚し、因て圓福寺に住む。法心禪師は元より眼に一丁字を知るの俗僧に非らず眞個の佛心宗なり。然れども、内には臭口禪師を誘るあり、外には台徒殘僧の嫉みあり、脱履の如く圓福寺を避けて、今の青森縣七戸の山中に隠れて人寰を踏まず、郷人徳を慕ふて梵宇を建て禪師を屈請し、松島に擬して圓福寺と云ふ。後ち改めて地福山法蓮寺と云ふ。文永十年（皇紀一九三三）二月朔日法蓮寺に寂を示す、示寂の月日知るに由なし、仍て圓福第二世唐僧大覺和尚遷化の月日を忌とするは瑞巖寺の永規とす。瑞巖第百二十四世割州全忠（中原南天棒）嘗て八戸法蓮寺の開山堂に法心禪師の牌銘を禮拜せしことありしと云ふ。禪師の牌銘は、常陸國眞壁即ち禪師誕生之地、天目山傳正寺にあり、表面に「性西法心」と書せり「法心」と録さるもの砂石集・元亨釋書是れなり。「法身」と録せるもの只だ瑞巖寺の古文書又は金石文に見るのみ。蓋し二世大覺拈香偈に基因するが如く思はる。曰く「遠上徑山分風月。歸開圓福大道場。法身透身無一物。元是真壁平四郎。」

松島諸勝記。無相窟者。開山禪師所憩止也。禪師諱法身（舊作心字）號性西。常陸州眞壁郡猫島邑之産。俗名平四郎。幼喪父母。逮長仕州牧執賤役。牧偶出行師從而跋扈焉。牧有事痛罵師。因其怒心未止著屐蹴師。當其輔車則折履齒。於是。師含羞潛遁去。乃懷其履齒以爲入道切緣之物。遂入禪寺剃除鬚髮。踏遍諸州不憚苦修。後附商舶入宋地。抵臨安府見佛鑑禪師於徑山。就而求開示。鑑於圓相中書丁字示之。師留席下單提研究。寢食兩忘骨臂腫爛。性堅硬而志氣不撓者九年。竟於萬物中現丁字。師不屑焉漸經歲序心地明白。辭徑山歸本朝。徑來松島堅定巖窟。紙衣草座恬度寒煖。一粥經三四日或累日絕殮。更無顧問供養者。先是。天台慈覺大

師來而開此山居焉。其徒相繼而僧坊不下一百所。咸歷栖穴處。去聖時邈繙則凌夷法弊益夥矣。甚則飲啖酒肉眩惑色境。于時。平副師時頼齒已垂而立。鑿髮曰道崇（世曰最明寺）正元文應之間。混跡雲水潛巡西東。經由此地日勢既傾。就坊舍求宿主僧不許之。列坊次第扣焉。或呵罵走出。或使奴僕捶焉。崇怖畏逃去。既而盼路旁有岩窟可容膝。崇忻然便入焉。窟中有一老僧。蓬首垢面株枯而座。宛如禿居士。然而道貌不凡眼光射人。即是師也。崇鞠躬謂曰。水雲孤僧困甚日哺迷方所。道人願垂憐焉。師曰。汝莫忘想。夫沙門暗三界爲旅泊。安心心爲本宅。更誰爲主誰爲賓。崇聞之以爲眞個得道人。便進前曰。若與麼道人速去我即住在。師曰。汝已爲賓中賓了。崇曰。如何是主中主。師便喝。崇曰。見箇甚麼道理。師曰。禪門只圖見性。別無道理可說。崇禮拜而坐。師曰。我無儻石之儲。不知何以慰勞。汝勿忍飢煩惱。崇傾囊得黃梁僅可二三勺。乃投之瓦鉢煨而爲糜。分其中以供師。通曉清話宛如舊好。崇曰。道人住此地多少時。師曰。我不記春秋。不拘造化。任性逍遙隨緣放曠。崇請益弗止。師提徑山心要示直指道。崇喜宿霧乍披。由是。淹留累夕。覃其告別不與陽名姓。崇歸鎌倉而後。遣武騎諸卒悉擯黜台徒。於越隨平師所命物色索師。果挾得之窟中。遂相收創精藍。號山曰青龍。日寺曰圓福。最欲俾師住持焉。師確乎不聽。然平師風請竟爲開山始祖矣。東福寺聖一國師嗣法佛鑑。與師爲法門昆仲。宗風日昌道聲轟海內。諸方俊彥競趨。輪下恒盈萬指。師聞國師隻眼病盲而和歌一首曰。本來乃。面目多賀雜者。水母殿。蝦乃眼者。用事奈賀里許利也那。國師薰盟剝織。卷舒其歌一唱三嘆而已。侍僧傳寫一堂偏知焉。皆謂。松島法心苟不知文字。故。早箇樣醜陋。一人唱則哄堂絕倒。或寫童行所取扇子上以爲笑具。於是。國師鳴鐘集衆勸其聲。呵責曰。箇老曾明大法眼。一切時中洒々落落。咳唾掉臂悉是西來意。所贈山僧道歌一章。直脫根塵。汝等諸人總是瞎漢。所謂借蝦爲目無自己分。妄聞臭口誇大禪佛。入地獄如箭射。大衆驚悸懺謝其罪。師住院而後。台家殘黨咒詛平氏。劇嫉師德。師嘆曰。彼以冤來我以慈受。又何怖之有。然世間一切善惡總不適師意。故住未久辭院如脫屣。遂遁跡於南部七戶。深隱河內山中。蔭松藉草不蹈人寰。而土人偏知而遂創葺樹梵刹。迎請居焉。擬之松島曰圓福（今日地福山法蓮寺）師臨寂前七日。謂徒曰。某日吾當去。然體無恙。諸徒不信。到期齋後整衣據禪椅侍僧乞遺偈。師素不能書。即唱曰。來時明々。去時明々。是箇何物。止而將閉目。侍僧曰。猶欠末句。師震聲。一喝。泊然便化。寔係文永十年癸酉二月朔日也。師取滅於南部山中。故松島振古。但知師示寂二月。而未知何日。因設其忌以大覺禪師滅日（大覺亦爲二世開山）至今治襲而爲永規矣。先德設忌拈香偈曰。遠上徑山分風月。歸開圓福大道場。法身透得無一物。元是真壁平四郎。未詳何人作。街童市豎亦傳唱諳熟。竟誤謂師之所作也。松島祖堂所樹牌面作法身。蓋夫據法身透得之句。而後入更心作身乎。無任國師砂石集。本覺國師元亨釋書。併爲心字。常州眞壁天目山傳正寺（現今唱洞上宗）開山牌銘作性西法心。其背書曰。文永十年癸酉二



月朔日示寂。(鶴雲先師撰額曰無相窟)

【雲居希膺】土佐國幡多の人なり。元和中攝州勝尾寺に寓す、人となり恬淡高潔にして座榻の外長物を置かず、政宗雲居が稀世の高僧なることを聞き大いに善び、使を遣はして瑞巖寺の中興の祖たることを請はしめたるに、雲居固辭して敢て尊意に背くに非れども、貧納別に生涯あり、長へに煙霞に臥して骨を巖根に曝さんのみ、豈敢て榮請を受け、苟も素抱を忘却すべけんやとて聽かず。政宗益々其の志操の高潔なるに感じ欽慕の情止む能はず、復重ねて首座僧洞水和尚を遣はして強請せしたるに、雲居も今は辭退すに様なく領諾の意を表しければ、洞水は直ちに歸りて其の願末を復命しけり、政宗は日々雲居の來るを待つ、中に政宗卿は薨去せられしかば、世嗣忠宗遺命を奉じ侍臣笹町元清を遣はして雲居を迎へ寛永十三年八月入寺の儀範を行ふ。伊豆の興巖寺は瑞巖寺の屬院なり、寺の侍僧常に來り語りて曰く、我寺を修せんと欲すれども貧にして力の給するなし、因りて土人に募らんと欲すれども亦應ずる者少し、將に寺を去らんとすと。雲居曰く貧何んぞ恤ふる足らん、但々寺を修し未だ成らずして去るを惜むべし、請ふ且らく之を待てと。既にして一夕雲居見え、寺中大いに驚き四方に訪ひて獲ず、之を藩侯に告ぐ、藩侯曰く雲居果して寺を厭は、必ず偈を留むるあらん、今之なきは意ふに亦姑らく他に適くのみと、命じて益々之を訪ねしむ、是時雲居伊豆興巖寺にあり、陽には近傍の農夫の入道する者の狀をなし言動もすれば鄙野僧徒敢て怪む者なく、命するに炊爨の役を以てし、又命じて寺田を耕さしむ、雲居鋤を持して之を耕するに其田大いに獲る、人皆以て農畝に熟すと爲す、秋に及びて仙臺より詰問使來りて之を田中に見、其の雲居たるを知り就て之に禮す、僧徒之を聞き初めて其の接遇の禮なきを謝す。而して遠近傳へ聞きて皆來り争ひて金銀米粟を呈するもの途に相屬す、雲居曰く是寺を建つるに足らんと諸れを寺主に與へて歸れりといふ。

東藩史稿卷三十四。僧希膺、雲居と稱し搥不住軒と號す。俗姓小濱氏土佐の人なり、父を左京大夫と稱す、一條房家に攝州に住ぶ房家故あり土佐に移る。希膺天正十年(編云皇紀二二四二)正月二十五日を以て生る、幼にして僧となり妙心寺にありて蟠桃院一宙に侍す。嘗て塙直之と舊あり、元和の役直之大坂城を守る、希膺潛かに之を訪ひ、其死を同ふせんことを約す。事東軍に聞え、一宙其捕ふる所となる、希膺亦縛に就き師の寃を白す、將軍家康以て義となし、共に之を赦す。自後諸國に行脚す。四年豫州の加藤明成大利を創む、寶樹と號す、希膺を延て開山と爲す、住する三年、花園に出世す、後攝州勝尾山に晦跡す。後水尾帝召して法を問ひ之を嘉みす、再び召に當り之を辭す。貞山公之を聘す固辭す、義山公固く請ひ、寛永十三年八月松島瑞巖寺に居らしむ、法徳一に高し瑞巖中興第一世となる。初め仙臺に至るや、路に草賊に逢ふ、希膺錢物を與へて去らんとす、草賊厭かず衣被を奪はんとす、希膺曰、寒天裸體は貧道といへども堪へざる所なり、何ぞ我が生命を併せて之を奪はざるや、辭氣凛然たり、草賊其凡僧ならざるを知り、羅拜して錢物を還へし僧ならんを乞ふ、希膺引て松島に至る。後再び妙心寺に住し、寛永十六年將軍家光召して法を問ひ、欵接時に濕し。又松島に歸り洞雲大梅其他の佛刹を創む。陽徳夫人法を問ひ、承應元年遂に薙髮戒を受く、天麟夫人亦法を受く。

仙臺近古史談。雲居塙園右衛門直之(別本直之)と舊あり、重之他邦に之くに當り、藏する所の甲冑を囑して曰く、我れ之を祖先に承く、常人に託するを欲せず、請ふ禪師を煩はさんと、雲居諾して之を藏む、尋て大阪の役あり、時に重之西軍に屬し、大阪城中にあり、雲居之を還さんと欲し、自ら著して城外に彷徨す。東軍の將稻田九郎兵衛見て以て敵將となし、來りて相搏つ雲居之を迎ふ、一撃の下倒る、こゝ朽木の如く、其頭は則ち禿顯なり、稻田怪て之を問ふ、雲居告るに實を以てす、稻田其義氣に感じ、爲に周旋して甲冑を重之に送り、自ら小舟を儀して淀川を溯り、雲居を攝州勝尾寺に還す。

治家記録。承應三年春。後光明帝。慈光不昧禪師を賜ふ。勅曰。勅本有圓成國十四世之的孫。本源自性禪師之神足雲居和尚。名聲昭時。高行冠世。曾受先皇恩渥。碧玉簾前奏對。本源金擔古佛心宗。黑竹篋下掩轉正法。何啻荒草堆專慈悲喜捨。乃知獅子窟事。禪誦香燈艾。三賢十聖之稠林主張乎。花園風月鼓八音四辨之波浪坐斷乎。松島煙雲知鑑顯赫。空門道香薰徹禁闕。特賜慈光不昧禪師。承應三年二月八日。

仙臺史傳。享保十九年、中御門帝勅して追號を賜ひ、大悲圓滿國師と曰ふ。嘗て一偈を壁上に題して曰。  
三禪生時雙眼晴。萬緣脫處一心安。衲僧行履只如是。傘下杖頭天地寬。



萬治二年八月八日端坐して寂す年七十八。名取郡茂庭村靈龜山大極寺に葬む。遺偈曰。後釋迦文出生。先阿逸多人滅。今世二佛中間。非是生非是滅。嗚。松老雲附也。

【松原禪礎】 岐阜縣の人苦心修業して名僧となり、諸國巨利に住職として名高く、今より十數年前瑞岩寺の住持となり同寺の發展隆昌を計ると共に布教、接心等世道人心を益するに寧日なく七十餘の高齡なれども壯者の凌ぐ程にして近年同寺の住持中蓋し白眉たるべし。

【福原資氏】 松島村高城三居山に住し、維新前は祿一千石を食む。其の祖先は下野國佐久山の交代寄合那須衆祿高三千五百石福原巧の子にして、伊達義山公忠宗八百石を與ふべき約束にて養子となる。始め柴田郡支倉に知行を賜はりしが、夫れより數代後に至り、亘理侯伊達藤五郎の弟を繼嗣となす、是即ち福原中興の祖福原縫殿なり。此の時代より祿高一千石となり、高城の三居山に居館を構ふ。福原家の系圖並に資氏の履歴を抄録する下に。

資房―資淨―資良―資實―資生―資照―資氏―資知。實者御一門伊達淡路村好二男資照、隨于病重而無子、文化四年八月急に養而爲資同年十二月如願養子被仰付跡式無相違被下候事。文化七庚午年四月御申次御被仰付候事。同九壬申年七月若年寄假役仰付候事。同年十一月若年寄大番頭兼役被仰付千石之高御役料被下候事。同十一甲戌年八月當分御奉行方御用月番共に相勤、連名加判可仕旨被仰付候。同年十二月御奉行職被仰付、三千石高御役料被下候。文化十癸酉年三月御參府御供江戶壹ヶ年番にて罷登候。同十一甲戌年五月御下向御供に而罷下候。同十四丁丑年三月御參府御供江戶半年番にて罷登候。同年十一月御番明にて罷下り候。文政六癸未年江戶半年番にて九月發足罷登候。同七甲申年五月御下向御供にて罷下り候。(江戶上下八ヶ度)文化十癸酉年正月三日御野初、御山奉行相勤め候に付、同日御召御羽織拜領仕候。同十一甲戌年二月於江府英山様御婚禮御用係相勤め候に付、同四月綿拾把銀子五枚拜領仕候。文政二庚辰年十二月英山様御遺物二幅對御掛物拜領仕候。同七年七月當職出精相勤候に付、新規二百石御加増被成下持來取千石の高に相成候。

知行御割目錄 一、貳拾壹貫四百二文宮城郡高城本郷之内。一、貳貫五百拾六文同郡同磯崎村之内。一、四貫貳百拾七文同郡同櫻

渡戸村之内。一、壹貫八百六拾五文同郡同根廻村之内。一、八貫五百三文柴田郡小泉村之内。一、拾壹貫六百拾七文同郡支倉村之内。一、貳拾九貫八百八拾文栗原郡三迫有賀村之内。一、貳拾貫盤井郡東山大原村之内。都合百貫文。右之通被下置旨依仰如件。天保十三年八月 日 松平和泉廣憲 石田豊前寛直 芝多對馬常照

【小野寺十郎右衛妻冬】 仙臺孝義錄を引證して東藩史稿に敘述す、下の如し。

東藩史稿卷二十九。小野寺十郎右衛門。妻冬。冬は宮城郡高城郷の農家の女なり。甫め七歳松山の農家に養はる、養母性燥急にして動もすれば楚撻を加ふ、然れども之に事る至孝隣人を感動す、年十六邑の小野寺十郎右衛門に嫁す、養父母も亦共に適く、十郎右衛門天資恭謹、幼にして父を喪し母も尋で死す、之に事る所生の如し。王舅あり耳聾ひ目瞽し冬善く之に事ふ、食は親ら箸を授け、肉は親ら皮骨を去る、廁に行けば之を扶持し、寢に就けば烟具を供し尿器を執り、其側にありて紡績す、熟睡に至らざれば必ず寢れず。家頗る貧し、然れども王舅酒を嗜むを以て日に沽て進む、佳味あれば直を論せず。王舅八十五才を以て終る、夫妻哀毀禮に過ぐ。夫婦農を業とし、耕牧の際相敬する蟹の如し。時に凶荒あり究厄極まる、冬年二十三深く之を憂ひ、請ふて邑主茂庭氏の婢に選ばれ、内助の眷遇を蒙る、後三年辭して還る、養父母に事へ益孝なり。享保十三年正月邑主召見し之を賞し、廩米三石六斗を賜へ、其身を終へしむ。

【早川義泰】 松島村手樽區富區に堤防あり早川堤防と云ふ。寛文三年四月工を起し、手樽海岸御交換地二貫九百文の耕地に早川八左衛門義泰私費を投じて堤防を築く、その延長百二十一間、高サ一間、駒跡二間、犬走り四間、此坪數四百二十二坪、此の工事の人夫大略二千五百人を要したりしと。僅か二貫九百文の私有地に偉大の工事を完成し、二百六十五年後の今日、二十有餘町の耕地をして安全に耕耨せしめたるの偉は郷土の譽れなりと言はざるべからず。貞享三年歿す年六十七、仙臺土樋眞福寺に葬る。後裔者早川義十、竹谷八瀬沼に住居し古文書を藏む。抄録下記の如し。

一、忠宗君義山様御部屋御住居の節七歳にて御相手被仰附、寛永十二年十五歳にして御小姓組被仰附、二十六歳まで十二個年御小姓相勤め候。萬治元年十一月、義山様御靈屋御普請副奉行被仰附、五ヶ年勤務。網村君肯山様御代延寶元年三月、御給主奉行及び



御屋敷奉行兼得被命。青山様延寶三年御國入の際、伊達兵部太夫、原田甲斐兩人の者、江戸御屋敷に於て逆徒を計り、其の密書を  
得て差上したるを以て被召出、重き御意の上御賞美として御盃頂戴、且つ三十貫御加増。延寶三年十一月御町奉行被命。同五年御  
脇番頭被命御町奉行故如。

【土井作左衛門】 寛保・延享の交、作左衛門所有の耕地に灌漑せんがため、箕（別本に身字に作る）の澤堤防延長五十  
間幅員三間、小白濱堤防延長五十八間幅員二間半、廣澤堤防延長七十六間幅員二間半、高サ各堤皆四尺なりしと、昭  
和二年より約百八十五年前のことなりき。其の後裔土井榮三郎現戸主たり。

【安部佐助】 當元手樽海岸に佐助堤防なるものあり、此れは當地の住人安部佐助なるもの、鹽田四丁歩餘を開墾するの  
目的を以て、平石五郎七・伊藤仁兵衛・渥美唯治・櫻井忠兵衛の諸氏と共に、明治元年頃より共同築堤せしに他の共  
同者は其成功せざるを豫期して漸次共同を脱せり。然れども佐助屈せずして築堤に従事し、稍完成せるを以て、其の  
近傍の荒蕪地七町歩の拂下を願出しに、明治七年時の縣令宮城時亮佐助の功勞あるを以て、該地所無代價拂下られた  
り。然るに共同當初より前後數年、二千二百數十圓の資金を投じ、右堤防百二十間の築堤をなせるに依り、其後漸次  
家産を投盡し、明治二十五年、北海道天鹽國上川郡名寄村字上名寄原野一線南三番地へ移住せしに、大正三年一月十  
二日行年八拾歳を以て同地に於て死亡せり。

【高橋森徳の仇討】 高城百九十九番地高橋虎夫（現七ヶ濱村松ヶ濱小學校長）の祖父なり其の父千代松が志田郡松山の  
者に殺害せられたるを遺恨とし名取郡中田村四郎丸に於て復讐せる實傳なり。

概要。森徳の父千代松馬喰を業とし、屢は茂庭周防の領地松山地方に往來中、同地の某に金を貸與せり、返濟の期に  
至るも某返濟の意なきにより再三厳しく催促せり。或日千代松、松山に至りしに茂庭の家來一同猪狩りの催ありて  
休憩の折なりき、偶然にも某其處に居るより、金の問題より口論となり遂に格闘となる、千代松丈高く臂力絶倫な

りしかば、直ちに某を打伏せり、然るに某の實弟飛鳥の如くに駈付け、萱葺用の板篋を以て、力任せに千代松の耳脇  
を殴打し即死せしめたり。因りて某は身の禍を恐れ山形地方に逐電踪跡を暗ましたり。時に森徳齡漸く七才、長ずる  
に及び、磯崎に住める伊達家の武藝指南役、石田森政に就き槍術を習ひ漢籍を學ぶ、石田折に觸れ、森徳に其兇變を  
説くこと屢なりき、森徳復讐の念切なるありしも、如何にせん搜索に術もなく無念の涙に十九年の春秋を送りぬ。仙  
臺藩は時に酒釀を禁じたることあり、故に用料は多く山形より輸入せられたることあり、犯人某竊かに名取郡大年寺  
門前に移住し、酒の行商を營み日々閑上地方に往復せり。然るに某の妻女素行修らず情夫を構へて某を嫌厭す、一日  
妻女は情夫に、某の犯人なることを告げ共謀して某を亡き者にせんと企て森徳に密告するに至れり彼れ意氣衝天の概  
あり、早速準備を整へ近親に後事を托し、其師石田の應援を得、名取郡に向ひぬ。此日某は例の如く天秤を昇ぎ行商  
に出づ、路に（中田村四郎丸）要し、森徳聲を掛け、往年汝等兄弟の毒牙に掛りたる千代松の一子森徳なり、尋常に勝  
負せよと呼ばはりたり、初は某巧に人違ひと稱して應ぜざれしが、逐一明かされたれば遁るゝに言葉なく、然らば相  
手せんと荷を下ろして立合ふに至れり、勇奮激闘秘術を盡して闘ふ數時にして某を倒せしも首を掻く勇氣も失せんと  
す、石田高く聲を發して氣力を奮起せしめて首を掻き積年の恨を霧らす。事藩王に申出たれば、夫々審議あり美譽  
を以て賞詞賞金を賜はる、尙再び復讐なからしむるがため森徳は登米侯に預け、松山侯よりも保護役を出して警護せ  
られぬ。森徳登米侯に在ること數年厚遇日を送りしが人あり桃生郡前谷地村男澤成美の實姉を娶ること、なりぬ、後  
同侯を去り拔んでられ養賢堂の助教に推舉せらる。明治維新志を立て出京ニコライ教堂に入り、卒業の後、専ら傳導  
布教に従事、黒川郡大松澤村、桃生郡小野村上下堤の教會堂は、皆森徳の建設なり後布教師を罷め、白濱に西洋簀巻  
を立て漁業に従事し、近郷漁業組合長となる、蓋し松島灣内西洋簀巻の嚆矢たるべし。明治三十年肺を病み（強酒の



爲めともいふ)五十三才にて逝きぬ。森徳の孫虎夫、松島村高城百九十九番地に住し、現に七ヶ濱村松ヶ濱校長の職に在り。森徳幼名は徳藏と稱し、養賢堂出仕後森徳と改む、祿高二十三石、同家の紋所は元來隠れ笠なりしも、登米侯の紋所を賜はり、今は花菱に改む。

宮城郡高城本町百姓徳藏。其身事父千代松儀嘉永四年正月茂庭大隅家中足輕清兵衛養兄清之助に被打殺同人儀は其場より無行衛に相成候處幼少より父の讐を復するの志深多年心懸居大年寺門前之相越居候由承及爲見届等之石田駒之丞等(以下欠)

【齋藤勇八】天明年間高城町に生る、歳十二鍛冶職たらんことを望み亘理郡伊達侯の抱へ鍛冶某の弟子となる、兩親も共に移住して只管ら勇八の出世を祈る。然るに不幸勇八二十二の時父病死せるより、己むなく高城に復歸したりしが由ありて叔父藤兵衛の養子となる、養母おくまは性邪慳にして勇八夫婦を取扱ふこと頗る酷なり、妻とくも亦性温良にして少も逆はず、夫と共に孝養怠らず養母の嗜好とあれば、如何なる犠牲を拂ふも厭はざりき。或る時は魚類を求むべく、慙々石巻に至りしことあり偶々養母病褥に就きしが其の看護至り盡せり故に、遺の養母も遂に改心したりしといふ。勇八夫婦は依是、大に喜び孝養益怠りなかりしが、養父又老病にて臥床するに至る、勇八の孝養は毫も渝ることなく益厚く寢食を忘れて看護せること月餘。近隣其の孝心に感激せざるものなく遂に代官の知るところとなり金百疋を賜はりて其の奇特を表彰せられしといふ。勇八の孫を現戸主齋藤源兵衛其弟小牛田農林學校長齋藤永治と云ふ

【石川櫻所】登米郡櫻場邑の人なり。少にして笈を負ひて四方に遊び、西洋醫術を學ぶ、仙臺藩主擢て、醫員となす。幕府に召され法眼に叙し侍醫となる。將軍慶喜深く其の用ふべきを知り法印に叙す。元治慶應の間幕府多事なり、身は醫班にありと雖も、常に國家の機務に參し規畫する所多し。戊辰の際慶喜に従ひ大阪より江戸に歸り、尋て寛永寺に入り、又水戸に移り、幾ばくもなく辭して仙臺に歸り松島に寓す。偶々奇禍に罹り獄にあること一年にして赦さ

れ、再び松島に居り優游自適また世事に關せず。明治四年兵部省に召され、累進して軍醫監に任ず、同十三年二月病歿。以て駿河臺の香雲閣に殆す、年五十九。その人となり相貌俊邁、慷慨氣節あり。其の學漢洋を兼ね。將軍慶喜常に謂ふ、櫻所は國を醫する才ありと。其人たる思ふべし。

【二宮以忠】松島村手樽區字錢神に生る、明治七年三月手樽小學校に入り、同十四年三月卒業、同二十三年九月第二高等中學校を卒業し、同二十七年帝國醫科專科卒業、同年石巻本町に私立牡鹿病院を設立して之れが院長たり、醫學得業士、醫學士、及産婆等數名を雇備して院務に従事せしめ且つ渡波等に分院を設置して、院務を擴張經營以て今日に至れり。(近時生地に歸還し海濱の勝地に療養所及び浴場等を造營し、富山の勝地と地方の發展に貢献しつゝありしと)

【淺井春長】高城街頭養泉堂醫院長にして、幼時江戸に出て、醫學を研め、歸郷開業内科に堪能にして、殊に仁心篤く患者門前市をなし、擧げられて宮城郡醫師會長たりし人なり。年八十にして卒す。

【相澤末吉】苦學して醫師となり開業し、村内の校醫たること十數年、平素病理藥物の研究に没頭し、子女の教育に努め、大學・高等學校・中學校・女學校等氏の女息は目下勉強に餘念なし。氏は亦三等軍醫の官歴を有す。

【亘理九兵衛】高城街に生れ醫業を務むること四十年餘り、性俳句を好み常に名吟を物しつゝあり。

【菅原勇吉】高城町若松磨の借家なり、大正三年勇吉十三にして尋常六年に籍を有せり、父心臓病を患ひ臥床して働く能はず、母は纖弱にして看護すら尙ほ盡す能はず、家計は赤貧にして鹽石の貯なく、家財道具は賣り、又は入質して一物もなく、一家は實に貧と病に襲はる。勇吉此所に至りて、詮方なく學を廢し、朝は未明に起き齋を扱ひ、晝は村内數里を歩き紅蓮煎餅を商ひ得るところの十五、六錢は、病父に滋養物を進め一家の生計費に充て又時々は賃桑を取り、卵を買ひなどして寸暇もなく勞働して以て孝養を盡せり。近隣此慘狀を見兼ね、米穀を恵むあり、牛乳を與ふる



人等、同情は勇吉の一身に集まる。宮城郡教育會長早川智寛其の奇特を歎賞し、金子を與へて旌彰せり、知事濱田恒之助亦金子を下賜して表彰し、其の後數年慰藉料を給與せらる。當時は幼兒と雖勇吉の名を知らぬものなく、東京よりは天野雉彦懇々來訪して、教育畫報に掲載して天下に周知せらる。

【關谷ゑん】 明治五年高城本町櫻井恭三郎三女に生る、十四才仙臺松操學校を卒へ、十七才鹽竈關谷素真兒に嫁す。關谷家は鹽竈二井町の吳服商にして、戸主流は町會議員町長を勤む、素真兒は流の二男なり。明治二十六年ゑんは夫と共に高城の生家に歸り、吳服行商をなして生計を營む偶々流、大阪に業を營みしも思しからず剩へ病を得てゑん女の許に療養することとなりぬ。時にゑんに一男一女あり、夫素真兒亦病弱の身となり、家政頗る困難なりき、されどゑんは少も憂色を示さず、晝は病父、兒女の取扱より、夜は裁縫の賃仕事をなして家政を維持す。流病床にある一年餘にして歿し、續いて夫又病床の人となりぬ、去れば家計は益々困難を告ぐ、ゑん如何にもして治療せしめんと、藥餌は勿論看護に専努めたりしも病勢は募るのみなりしかば、紫神社松島神社に一週日の斷食平癒を祈願せり、されど其甲斐なく二十八才にして死去したり。其の後は専心兒女の教養に努め、男は小學校・中學校・醫學專門學校を卒しめ、女は小學校・女學校を修業せしむ、其の間の學資は實弟の補助と、自らは松島小學校代用教員を勤むること十年の久しき努力によるものなり。今や其の男は刀圭界に名を爲し、室蘭に病院を構へ、女は横濱中學校教諭の妻女となる、纖弱なる女の一手にして、病父に嫁ぎ、病夫を慰養し、二子を教養する十數年に亘る、其の節操堅固にして少も亂さず、遂に節婦として本縣知事より表彰せらるゝに至る。

【摺澤靜夫】 嘉永六年十一月二十五日手樽六十番地に生る、明治八年一月兵學寮に入學の命あり戸山學校に入學す、同九年三月陸軍歩兵少尉試補に任ぜられ、同十年四月陸軍歩兵少尉に任ぜらる。同十三年五月陸軍中尉に、同十七年五月歩兵大尉に、同二十五年二月歩兵少佐に、同三十年十一月歩兵中佐に、同三十三年十月歩兵大佐に、同三十七年十月陸軍少將に、同四十四年九月陸軍中將に任ぜられ同日豫備役被仰附目下府下豊多摩郡中野村字中野に住し、陸軍中將從四位勳二等功三級の榮冠を帶ぶ。

【奥野榮】 手樽の漁村に呱呱の聲を揚げ軍人となりて昇進、陸軍歩兵中佐となり、仙臺聯隊區司令官たりしが豫備役編入現に仙臺市に居住す。

【男澤友蘇】 手樽、奥野氏と同じく寒村に産し徵兵に役し累進歩兵少佐になりしが、秋田聯隊にて退命となりたり。

【大宮司善治】 本松島、中學を出て一年志願兵として少尉となりしが日露戰役に參加殊勳により中尉に進み當時在郷軍人分會長として牛耳を執れり。

【高城安】 高城、幼年學校より士官學校に進み工兵少尉に昇進、サガレンに派遣せられ中尉に進み目下工兵第二大隊に勤務將來有爲の青年士官たり。

【青木國雄】 本松島、地方幼年學校より士官學校に入り砲兵少尉となり、弘前聯隊に在勤目下砲兵大尉として有數の士官たり。

【大宮司雅之助】 宮城郡教育會長たり。讃辭は勉めて避くるに當ならざりしも、既往の事蹟を尊重し露骨に叙述せんと欲せば、勢ひ「社會的奉仕者」場裏の埒内に伍せざるべからず。蒐集せる資料を抄録する下記の如し。

郡誌資料。區々財産蓄積につきては、非常の苦辛を嘗めて整理の千五百有餘圓を村長管理の下に置き校舍建築の場合に限り何時にても流用し得ることの默認を得たるにより財政消沈の大正十二年に當り賑しく新築の議決することを得たる教育尊軍の發露にして偶然ならざるなり。瑞巖寺の維持經營に關しては、總代人其の職責を全ふせしのみならず、修繕費の中二百五十圓を寄附したる如き、又松島公園に關しては委員となりて其の經營に參加し、優勝會の設立を見ては、直ちに百五十金を出して其の會の隆昌に資す



るが如き、又地方の爲に貯金日掛組合の組織を懲進し、成立後十五年間の今日に至り、貯金思想の鼓吹に大なる貢献をなしたるが如き、又郵便局の設置せらるゝや其の局長の任に當り當地通信上の便利を計りたりしが如き、又大正七年八月米暴動騒ぎありしとき、人心恟々として安からず、時に百圓を寄附して其の籠を示したるが如き、又松島勝地の開發振展は自己の生命財産より尙ほ重しと爲すこと終始一貫。其他教育にもあれ、勸業にもあれ、土木にもあれ、衛生にもあれ、殆んど寧日なく公共事業に努力する敢て贅せず。曩に學務委員に擧がる、學務委員たるが故に盡すにあらず、我が學校なりと云ふ愛校心より自然に發する情操の一端なり。情操は甞て教員に對しては神祕的慰安となりて、物質的待遇を齎す。大正八年世は擧げて物價暴騰に苦しむ、教員も亦手當を給與せらるゝことなく、郡衙當局の内示は平均一割五分の標準なり。村治當局之れにより提案せしに、當村會は其の半額七分五厘と決議せんとする一刹那、議席外にありて、猛然起ち大に其の不當を鳴し、議員に再考を強請せしに、結果は却て郡通牒の一割五分を超越し二割の手當に増額の議は決定せり。如何に地方に信用あるか、又教育に關する見識の一斑を知るを得べし。加旃、本松島尋常小學校内に建設せる、御眞影奉安所は、一個人の造營にして金二千圓を要せり。

貴賓館の設立。日本三景の主座に位せる勝地に屢々皇族殿下等の御來遊ありしかど、御休泊に適當なる場所なきを耻辱とし、當地第一の勝地に富める大觀山を選びて貴賓室を設立し、常には閉ちて只だ皇族殿下の御來遊のみに供せり。僧室の建設。巨利瑞嚴寺あり、住僧亦た道德堅固の善知識なる松原禪礎師なり。然るに精神上に貢獻すべき僧堂を缺く、金一千圓を喜捨して僧堂建設の資に供せり。旅情の慰安。學生生徒團休見學遊覽のため當地に宿泊せんとするも、宿舍の設備未だ全からず、因りて自己經營の松島ホテルに連接して、二百疊数の座敷を建設し、以て意義ある餘裕ある旅行を遂げしめ、併せて勝地をして憧憬の念を誘發せしめて地方發展の前驅とす。神社の修理。松島裏山に鎮座する葉山神社は、近郷にて信仰深き神社なり。しかも近來は葉山講を組織し殊に仙臺地方よりも陸續參詣する賽者年一年に増加す。數千金を寄進して社殿を修理し其他鐘樓鳥居等を建設し賽者をして敬虔の念を勃興せしむ。又山王神社あり、松島の地主なり、鳥居を建立し約千金を寄進せられたるが如き亦以て敬神崇祖の國粹を嚴守し、思想善道の端を啓き、教育風化に偉大の好影響を與へられたり云ふべし。

【菅原利春】 天保七年正月二十二日黒川郡檜和田村に生る、猪苗代善太夫の三男なり、幼にして學藝及兵學に達せり、小島春之進につき、柳生流鎗術を學び、安政六年皆傳を受く。文久元年兵學を小島清に砲術を中荒井正治に學びて、元治元年皆傳を受く、又柔術及劍術を吉田勝右衛門に學びて慶應元年に皆傳を受く。而して菅原貞治郎氏の養子となり、

明治七年手樽村村扱補となり、十一年四月手樽北小泉聯合役場村扱となり、十七年一月根廻村外七ヶ村戸長勤務、十二年四月松島村長に當選、爾來繼續して村長の職にあること數十年、此間、宮城縣産牛馬組合取締となり、又二十八年より三十三年迄宮城郡參事會會員となり、同二十七八年事件の功勞に依り木杯壹組を下賜せらるゝ、實に松島村に對し、村治上功勞ある人といふべきなり。大正二年五月十四日歿す、年七十六。

【大友傳吉】 宮城郡松島村幡谷の人天保十年三月二日桃生郡野蒜村大塚に生る、舊姓大山氏弱冠にして大友氏を嗣ぐ同家は筑紫大友氏の後裔にして其の記録遺物等猶ほ家寶として現存し地方名家として信望高く藩政時代は代々肝入の要職に在り、傳吉は資性英邁果斷慶應三年父祖の業跡を繼ぎて肝入となり以來時代の變遷と共に村扱、百姓代、戸長を歴任して明治十七年に至る、由來松島村幡谷は品井沼の東南に臨み頻年水害に苦み地方の疲弊甚だしきものあり、傳吉深く之を憂へ數々地方氏を糾合して排水工事の完成を當局に要請すること久し偶々野蒜築港の舉あり縣令松平正直政府に稟請して常路大官の臨檢を乞ふ、伊藤・山田・松方・西郷各顯官の出張を機として品井沼の視察を仰ぎ、傳吉専ら之れが案内説明の任に當り開鑿排水の急務を説く、後品井沼水害豫防組合の創設せらるゝあり、排水の工事竣成し新隧道三條の開鑿を見、良田壹千餘丁歩の開墾成ると共に漫々たる湖面は良田に美化する状態一に之れ傳吉三十有餘年に亘り、東奔西走したる功與りて力ありと云ふべし、永遠に其の功績を記念すべく開渠北入口の架橋を大友橋と名稱して其の功を傳ふ更に傳吉は副業の増進を計らんが爲め養蠶業の改良地方産馬の増殖に努め宮城産牛馬組合取締役として其の功績大なるものありとして數々旌表せらるゝ、其の他村治に參し郡政に與り終生公事に始終して生涯を送る、大正五年十一月十六日病で歿す。壽七十四。

【虎川忠之助】 明治三十四年八月二日松島村收入役に就職よく松島村の財政を整理し、同三十八年九月五日松島村長に



當選、爾來繼續二期、其間日露戰役あり、品井沼開墾事業あり、又松島縣公園等の經營ありしに、日夜寢食を忘れて公務に従事し、外多端なる時に當り村治をして圓満に遂行せられたるの効績は村治功勞として村民の仰ぐ所なり。同三十九年四月一日明治三十七八年事件の功に依り、銀杯壹個を賜はる。大正二年五月二十六日日本赤十字社より功勞に依り特別社員に列せられ、同年九月十五日滿期退職す。

【遠山龜治】 當區富山街道に沿ひ石垣を以て疊みあげられたる屋敷跡あり、此れ舊時當地の富豪と世に稱せられたる遠山氏の屋敷跡なり、遠山氏は寛文の頃か當地に住し僅かに酒造業を營みしに寶曆の頃四代遠山善兵衛の代に至り、最も隆盛を極め地方の田畑山林を買求め酒造業の外醬油の醸造を開始し伊達家へ屢獻金せり、而して此の善兵衛より彌左衛門・貞治・龜治の四代相續きて肝入り職を勤め且つ龜治の代に至り金千兩を獻金して酒造千石醸造の許可を得且つ獻金せし爲先代より苗字帶刀を許可せられたり、而して此の龜治の代より家運衰運に傾き遂に零落するに至りたりといふ。

【大窪金平】 櫻渡戸、大正二年以來二期間村長に就き納稅の成績勸業方面に功績見るべきものあり、目下村教育會長たり。

【阿部廣太】 根廻、助役・收入役・村長・學務委員を勤續し村治改良に努めたり。

【大友傳九郎】 幡谷、村長・村會議員・郵便電信局長として村治に盡瘁せり。

【櫻井四郎右衛門】 手樽、村會議員を勤むること二十餘年、學務委員として十數年、現松島村長として諸般の方面に活動しつゝあり。

【菊地泰治】 竹谷、助役を勤むること十三年、現收入役たり、其の前村書記として勤續三十數年に及ぶ。

【赤間金次郎】 磯崎、當區々長たること十有年餘年、防波堤、青年學堂の建設、點燈に就きて寢食を忘れ其の功績大なるを見、嘗て村會より選彰せられたる人なり。

【高橋長左衛門】 竹谷、町村制布かれて以來村會議員にして郡會議員・品井沼組合議員・産牛馬組合議員として本村治に其の功大なり、大正十四年享年七十二病没す。

【中村喜平太】 本郷、郡會議員・村會議員・學務委員として村治に盡し殊に特筆すべきことは、御眞影奉安所を松島小學校庭に金壹千圓を投じて建立し、松島瑞巖寺前には金七百圓を投じて楊柳觀音像を建て其の他社會公共事業に金品の寄贈すること枚擧に遑あらず。學務委員として功績大なるを以て縣教育會より選彰せられたりき。

【佐藤智留治郎】 松島村高城三居山に居る。釋ぬるに藤原鎌足公より出づ、鎌足の孫を藤原秀郷と稱す、秀郷の三代後文行は佐藤佐右衛門尉と稱し奥州に住む、即ち佐藤の祖なり。其の六代の後裔を康行と稱し、治承四年源頼朝に仕へ、石橋山の合戦の軍功により大刀拜領す。子定信四郎右衛門と稱し、源義經の兄頼朝と不和の後、義經の旗下となり、義經衣川合戦の節、敗北して奥州柴田郡支倉館主左衛門三郎定勝は、佐藤家の舊縁に付、支倉郷に土着し、支倉家の家老役となり代々支倉郷山口に住す、勝信九代の孫を顯信といふ、元弘三年北畠顯家、奥州の鎮守府將軍となる、此時顯信は支倉五郎光春と共に、奥州の多賀城へ加勢し、軍用金を奉納し、白川關合戦の軍功により顯の一字を賜はる、後延元三年泉州阿部野の合戦に顯家と共に戦死す。後繼者は即ち先代梅三郎現代は即ち佐藤智留治郎なり。

【青木存秀】 幡谷、理財家にして一代にして三百萬の大財産を作り目下仙臺市に住居し、村會議員・品井沼水利組合議員・縣會議員として名を擧げ目下多額納稅者の一人たり。



【中村萬壽】 初原、數十萬圓の財産を世襲せる僥倖兒にして、先年愛閨を失ひ目下仙臺市長鹿又武三郎氏の女を娶り幸福の家庭を作りつゝあるが、當村消防組、其の他の公共事業に多額の金品を償ひつゝあり。

【中村綱吉】 本郷、中村喜平太氏の愛婿にして、嘗て村會議員・學務委員として村治に盡瘁し現松島小學校中等學校豫習會長として教育普及に努めつゝあり。

【佐々木利吉】 高城、高城唯一の酒造家にして、當村消防組頭として十餘年火災水災を防止しつゝあり。

【男澤源太郎】 慶應二年八月二十一日桃生郡前谷地村に生れ、明治三年十月手樽村四十番地に移住、同十八年三月宮城郡原町小學校七等訓導拜命月俸五圓給與せらる。同十九年一月宮城縣御用掛拜命、同十月岩手縣收稅屬拜命、判任十

【等下級俸給與、同二十一年三月宮城縣收稅屬拜命、同十二月判任官九等下級俸給與、同二十三年本吉間稅分署在勤拜命、二十六年七月築館間稅分署在勤拜命、二十七年三月石巻收稅署在勤拜命、二十九年十月仙臺收稅署在勤拜命、三十三年二月長町稅務署長拜命、三十三年四月古川稅務署長拜命、三十六年二月築館稅務署長、同十月笠岡稅務署長、三十八年四月伊丹稅務署長、三十九年二月龍野稅務署長、四十二年十一月玉造稅務署長、四十四年六月福島稅務署長、大正五年五月上田稅務署長拜命、同九年十一月官を辭し、東京府下淀橋町に住す。

【齋藤永治】 高城區出身、札幌農學校出にして畜産殊に養雞の方面に詳しく現遠田郡農林學校長として奉職すること永く銳意斯道に熱心なる爲め子弟の尊崇頗る厚し。

【武市通孝】 本村に職を奉ずること前後概ね三十年終始一貫精神的に教化の任に當る、現手樽小學校長として區民に慈父の如く敬はる。

【安土操】 本村に職を奉ずること二十年、松島小學校訓導より、北小泉小學校長に轉ず、其の間の効績實に見るべきものあり、大正十一年職を辭し、北小泉區に居をトし閑散に餘生を送る。

【高城登喜之進】 高城の人、松島尋常高等小學校に奉職すること殆んど二十年、直接間接に教養せられたる村内子弟は幾人なるを知らず、先年門弟村社の境内に頌德碑を建設して氏の功績を永遠に傳ふること、なほしぬ。

【高橋忠次郎】 磯崎の人、壯年出京して諸種の學術を學ぶ、東京高等師範附屬校・香川師範・女子高等師範校等に奉職し、又女子體操學校を創立して、女子體操教員を養成し、更に全国各地に亘り體操の授講をなす。尙又是れに満足せず、渡米して學校を經營し、アラスカに渡りて新事業を計畫せるが、不幸病を得て歸國、療養せんとする途中にて不歸の客となる。

【中川幸治】 本村に職を奉ずること殆ど二十年、現本松島小學校長として立花泰隣の後を受け、模範學校の聲譽をして益々噴々たらしめんと、日夜斯道に盡瘁しつゝあり。

【眞籠良三郎】 松島尋常高等小學校長たること前後二回、其の間十有餘年、設備の充實に努めて、校舎の増築を企劃せること前後亦二回、傍青年團・處女會・村教育會等の發展を計りて、着々實績を擧げつゝあり。

【近藤博】 本村に來任せるより略二十年松島小學校に奉職して、銳意斯道に勤む、又單に學校方面のみならず青年團・處女會・村教育會等に盡力すること實に大なり。

【青木存義】 幡谷、東京帝國大學文科を出て早稻田大學に教授となりしことあり著述尠ならず現に文部省圖書編纂委員たり。

【榎谷益藏】 高城、高城字町の人高城郵便局より身を起し東都に出て東京電信局の事務員となり、更らに郵便電信學校を卒業し更に東京中央大學を卒業、高文試験に合格し會計検査院副検査官を勤むる事數年其の後退職目下著述に従事中



【高橋美佐夫】竹谷、年少にして漂然郷關を出て東都に學び内務省技師に累進し、秋田縣土木出張所長たりしことあり。目下郷地に花鳥風月を伴とす。品井沼組合・仙臺臺馬畜産組合の代表者たり。

【高橋良作】柴田郡大河原上町の人なり。企業家を以て名世に噴々たり。嘗て松島に居住せり、地方發展の爲め大正十五年二月水族館建設工を起し昭和二年四月工を告ぐ。單り水族館にはあらずるべし今後の經營を例舉すれば、(1)教育参考館(2)動物園(3)運動器械兒童藝術展覽會場(4)山頂展望臺(5)海水浴プール等殆んど二十萬金を要する大事業なりとす。現住地埼玉縣川口町一〇三九番地にして營業所を東京市神田區柳原河岸六號地に置く。事業の經營左の如し管理經營の責任事業の概を擧ぐれば、東京唧筒株式會社社長。東京産業商事株式會社專務取締役。日本發明獎勵會代表者。三河島農蠶具製造工場(第一工場)。本所金庫製造工場(第二工場)。川口鑄物工場同附屬鐵工場(第三工場)。龜戶木工場(第四工場)なりとす。

【守屋孝藏】高城、明治九年高城に生れ帝國大學を卒業京都法曹界の一人者として當地の辯護士會長たり、亦郷土に對して青年會、學校等に多大の寄附を吝まらず郷人其の徳を慕へつゝあり。

【伊藤勝藏】高城、苦節十年獨力帝國大學法文科を卒業東京辯護士となり、昨年本郷區より擧げられて區會議員となり、目下市會議員の候補者として逐鹿原頭に立ちつゝあるが臺灣製糖・土地會社其他十數種の銀行會社の重役たり。【佐藤一學】高城區在住・元村會議員・學務委員・郡會議員を勤め現今専ら村内所有地に數十町歩に杉扁柏等を植栽に腐心つゝあり。

【郡山周祐】櫻渡戸に生る、第二中學校卒業後専ら家業に精勵、當村所有地四十町歩に杉扁柏竹林等植栽其の成績見るべきものあり。

【伊藤晋太郎】灣内九の島の孤島に在りて専心に簀立をなし遊覽客の眼を樂しましめ高官貴顯の方々の台覽を賜はりしこと前後五六回に及ぶ。

【内海源吉】松島海岸に居住し永年村會議員を務め水産組會議員・漁業組合理事を掌握し簀立採魚に於ては地方の牛耳を執れり。

【高橋忠太郎】磯崎にあり、村會議員・青年會長をなせることあり、目下當地漁撈につきて専心範を垂れり。

【澁谷甚之丞】松島灣牡蠣の養殖につきては、廣島・靜岡地方にも屢々出張、改良鑿立法を發見し又小鮫罐詰製造等に就きても斯種の權威者なり、現高城組合理事たり。

【櫻井庄五郎】初原、農事獎勵委員實行指導委員となり夙に當村の農業改良の先驅者たり、目下本縣産業技手たり。

【飯川辰治】北小泉、土壤改良稻作改良實行委員として永く村農會の爲め盡瘁せり。

【大山宗治郎】三居山、宮城農學校卒業後専ら村農業振興に努めつゝあり目下縣産業技手。

【土井製治】根廻、農業改良實行者にして、先年諾威の農業博士フオード氏、仙臺に來れる際氏の農園に立寄り親しく作物を觀賞せられたり。

【只木吉郎】氏は幡谷の人、本村蠶業の創始者にして、飼育法桑樹栽培等につきては村内を巡視指導に任り、當村の蠶業今日あるは氏の努力の結晶に外ならず。

【佐々木利藏】高城、永らく村治に盡瘁し、酒類醸造業をなす、目下年釀込八百石を超え當村唯一の資産家なり。

【千葉清右衛門】高城、高城街頭に住し永年鍛冶業を務め近年東北大學工科本多博士の刃物の研究に聽講生として大いに面目を革め目下機械力を利用して鎌其の他の刃物の製造高數萬圓を賣出せり。



【澁谷多市】 高城、仙臺第二中學校卒業後東都に遊學、數年前より製板業を營み當地建築業の爲めに甚大なる利便を圖り。

第十四項 浦 戸 村

【長南和泉守】 上總國長南の領主なり、元和二年故ありて一家從類と共に海路此地に來り寒風澤港地を埋立擴張して居住せり、理立工事中三ヶ年間は、上總より乗り來れる船に世帯をなせり、其船を繋留せしところを大松の下と云ふ、今に至り子孫長南の姓を稱すもの多し、和泉守所持の槍、太刀等の武器ありしが明和年中寒風澤大火の際盡く烏有に歸せりと云ふ、後享保十八年五代清八郎の時より代々徳川家御城米浦役人となり、苗字帶刀御免の家柄なりしが維新後十三代清八郎家産を破り、次に幾程もなく病歿し一女又次て歿す、長南氏茲に絶つ、安永三年の風土記に曰く、長南和泉守儀他國より黒松の種を持參仕り近隣の島濱に爲植候處瑞巖寺中興雲居和尚様より松島の種を被下置右兩種の松當濱へ植申候由申傳へ候、雲居和尚様より被下置候御直筆の御書物表具仕り子孫に所持仕り居候。右寫左に。

大松有雌雄。其色蓋赤黒。此邦向有雌無雄。松島山之東南。寒風澤之老翁。長南裁松和泉守。曾其壯時。得雄種於他邦。懷之來以栽海岸。今也隣島近里移時去太繁茂。民名之云黒松。吾山是赤松。開基彼島是黒松之發軔。故老僧賞譽之。和泉守一日就余請法名。仍號裁松道本。乃以高祖之因緣。述一偏以爲之記。

寸苗細子手持歸。兩種風培海岸涯。五祖鋤號臨濟鐸。後人標榜万年枝。

長南仙洲は博學の儒者にして諸國周遊の際、安藝淺野侯の儒員に擧げられ身分を照會せらるゝや當時の村吏仙洲なるものなしと回答せしを以て事止む、後放浪して關東に遊ぶ、天保年中、博徒國定忠次に邂逅して、顧問兼書記となり下野山中に居りしが、忠次の刑せらるゝや遁走して此の地に歸り老衰病歿せりと。

【鈴木飛禪守子孫の遺蹟】 石山本願寺の謀主鈴木飛禪守重行の子孫某、流離して本村野々島に來住せり、後伊達家に召出されて松島の水主頭と成る、藩政の頃迄松島の水主頭たりし鈴木八右衛門は其子孫なりと、水主頭は即ち伊達家の船手頭なり今に野々島に鈴木を稱すもの數軒あり、皆子孫なりといへり。

【白石廣造】 埼玉縣幸手町の人、資性豁達、明治四年東京の人木村萬平の代理として此地に來り東海回漕業を開く、夙に商工業の發達は交通の便利に須つ所大なるを察し、明治五年居を石濱に定め木村經營の後を繼ぎ運漕業に従事し倉庫を建設し、東京北海道及三陸地方に航運の路を開き以て地方商工業の振興を計り又陸羽間道路の開修を助け以て百貨運輸の便を計り或は海産物を販賣して地方水産業の發達を助け且つ遠洋漁業を企圖し遠くオホーツク海ベーリング海等海獸漁獵船數隻を派し利益を獲得して國産の利を擴め其の他肥料の輸入蠶業の獎勵産米の改良等東北振興の策に力を致せり、洵に公衆の利益を興し成績顯著なるを以て明治四十三年十月二十一日勅定の藍綬褒章を賜はり其の善行を表彰せられたり、大正二年五月六日病を以て歿す、享年七十。

【三浦乾也】 安政四年七月伊達慶邦親ら寒風澤軍艦製造所に出馬し、西洋型軍艦の新造を檢覽し、乾也の丹誠を犒ひ技能を賞す。

東藩史稿卷の九。七月十三日寒風澤に軍艦製造の就るを觀る、製造者三浦陶藏を賞す。

當時慶邦江戸に登るの期は迫れり、爲めに軍艦の工就りしも未だ進水の域に達せざるが如し。大日章旗を艦尾に、又竿檣高く九曜星等の紋旗を掲げて、滿艦飾の雄姿を松島灣頭に顯す。西洋型模の軍艦開成丸は、本邦に於ける嚆矢の軍艦にして、寒風澤造船所の史蹟は、月の浦造船所に比し、國防上又造船術に於ける有爲の地帯なりとす、又史蹟を印せる三浦乾也の鴻業も亦た禮讚に値するものなり。



名人忌辰錄。三浦乾也。陶器師なり、通稱は陶藏乾山派の末流にして、磊落不羈實に一個の名人なり、製陶の術に巧みなるのみならず、長崎に遊びて洋船製造の術を學び、後仙臺藩に招かれて軍艦を作る、是れ我邦西洋形造船の嚆矢なり。(中略)其他奇言奇行記すべきもの多し。明治二十二年十月七日歿す、歳六十九築地妙泉寺に葬る。

大正十一年十月二十二日本縣史蹟名勝天然記念物調査員鈴木省三の調査報告は載せて第一輯に在り、傳説補遺の記に「三浦乾也五十年祭に當り」の句あり、蓋し忌辰の祭にあらずして、開成丸軍艦竣工若くは進水の歲月より起せる式祭の謂なるべし。調査報告を抄録する下記の如し。

管理者占有者氏名、浦戸村役場。

現 狀 南面して海濱にあり、周圍は平坦、別に圍なきを以て、白墨塗抹の迹あり。

附 説 周圍に鏡又は木の柵、或は常盤木の垣を作て保護するの必要あり。

傳説補遺、本碑篆額は、浦谷邑主伊達安藝邦隆の書したるもの、如く記載しあれども、是は故あり邦隆之を書せず、久しく空白を存して其儘なりした、三浦乾也五十年祭に當り、碑の摺本を求來りし際、佐々木巴溪をして之を書せしめ彫刻したるものなりと云ふ。是れ仙臺藩造船事業に關するのみなれども、之を海軍史上より見るべきは、國家的の關係あるものと推定せり。

寒風澤嶼造艦碑

浦谷伊達安藝平邦隆篆額  
江戸姫路邸儒員菅野潔選文並書

自宇宙形勢之變也造艦寔爲急務而艦期于洋製矣特憾其傳習之未久而衆惑之難解焉耳仙臺府學掾督大槻文禮慨然奮力于此嘗造小艦數隻于鹽竈浦衆未之信安政乙卯之歲藩公將大興造艦之役特旨命文禮督之文禮受命區畫時無良工遂建白造小野寺君鳴往江都及豆相間博詢歷覩以求其製會都下大震上下騷擾事始阻格一日君鳴投子家談及製艦予曰自今都下人材又富獨可稱爲苦心良工者三浦乾也其人也君鳴喜一見奇之薦于藩公大悅特召優遇乃延之本州委任董事丙辰八月始開廠于寒風澤嶼乾也與其徒鳩工服役登馮馮口授手畫千板萬釘究極精緻而艦成儼然弗列憂多艦也蓋藩咸喜初艦之未成群議紛騰多沮之者公聰察無聽文禮及一二有司又從而翊贊之艦既成喧傳遠邇閨婦里童莫不稱其能也乾也曰吾聞先鳴者其音遠東北諸侯之造艦以此舉爲嚆矢而吾遭遇于斯固幸矣雖然他日傳習愈精

航海愈熟良工接踵而出安和今日之隋珠不爲他日之蓬豕乎則吾之獲譽于今日者非幸而取嘲于後人斯爲至幸也吾竊爲國家望焉予聽之日乾也不但其工之精也其識亦卓矣先是乾也抱荊璞于陋巷屠龍不售毫無愠色一旦得獻之明主而不自侈其勞豈非奇男子乎抑世無伯樂冀駿死樞苟非得公之英明武斷與有司者之密勿臣鄰則乾也無所展其職足而君鳴亦不得興而有力於戲夫事固有出于偶然而功及久遠者焉若今日之事則豈非天之待斯藩以一薪氣運者乎耶予此游歸途過嶼及下艦之期心竊喜而賀之遂紀其顛末以傳于後蓋亦乾也之志也

安政四季歲在丁巳秋八月 江戸三浦乾也門生等 建石

宮城郡誌畢



### 書宮城郡誌後

宮城郡誌刻刷成る、一言無かるべからず、乃ち書して曰く、此書の成る實に早川智寛翁に濫觴す、翁の仙臺市長たるや、吏僚を督して仙臺市史を編纂せり、之を本縣に於ける市・郡誌の嚆矢と爲す、翁市長を罷め、尙仙臺市教育會長たり、其居、宮城郡に籍するを以て、擧げられて宮城郡教育會長と爲る、翁其の郡誌を作らんとして編輯のことを擧げて友部鏡軒に委囑せり、鏡軒其の囑を受けて博披旁羅殆ど五年の歲月を閲し、郡誌の大半を完了せり、尋で鏡軒歿す、翁、其の稿の完璧ならざりしを以て更に余に囑して之を續成せしむ、余、時に常職あり、定時其の事に従ふこと能はず、隨時僅暇を以て其の改竄に従事せり、翁之を督すること甚だ急、翁、俄然易簣、事、遂に停頓す。宮城郡長清野喜左衛門君、一日余を郡役所に招き、當事者郡視學菅原新兵衛君を郡長室に招き、更に囑するに郡誌完成のことを以てし、相伴ふて東岡梅林亭に上り、杯酌の間、郡誌のことに就き、隔意なき協議を爲したりき、余、既に早川翁に宿諾あり、今又畏友清野・菅原・兩君の懇請あり、疎懶怯惰の余と雖も、之を荏苒等閑に附するを許さず、稿を鏡軒に次ぎて兎も角一部の郡誌を完成したりしも、鏡軒の編するところ、余の續成したるところ、固より體裁一致せず、文章用語また異なる所あり、乃ち菅原君に送致して之を清書せんことを請ひ、其上にて更に體裁文章を一致すべきことを協定せり、亡幾、菅原君、角田女學校長に榮轉せられ、萱場柔壽郎君代りて宮城郡視學の職に就かる、萱場君とも二、三回會見して其の事を相談したりしも、菅原君に委囑したる郡誌の清



書、尙完成せざりしを以て、何れ清書の出来次第のこととして、荏苒經過せる中、萱場君は縣視學に轉じ、清野君は高踏勇退、首脳部は悉く交迭し、曩に盡力したる菅原君も亦急病の爲に溢去せられたる爲、鏡軒と余との合著したる郡誌の原稿も如何なりけむ、早川翁以來、十數年苦心したる事業も、遂に有耶無耶の間に、葬り去らるゝの果敢なき運命に終り了んぬ。文章出版部  
清野君に次で、森田専七郎君、宮城郡長に任せられしが、同君の時代には郡誌のことは別に話題にも上らざりき、其の後、糟谷哲郎君、宮城郡長たるに迫り、郡誌の事再び擡頭し、斯くて郡役所廢止の期日も近づきたれば、是非とも此際に完全なる郡誌を編纂すべしと、糟谷君の熱心なる唱道により、急に斯道に經驗ある余が友人梅森三郎氏を招聘して、郡誌編纂のことを囑託して其の衝に當らしめ、爾來、氏は家事一切を抛ちて事に従ひ、一年有半を費して遂に之を完成し、茲に完全なる宮城郡誌の大成を見たること、云はば氏は老軀を鞭して鏡軒と余とに代り、其の勞に膺りたるものにして、其の辛苦努力、洵に感謝に禁へざる次第なり。  
一卷宮城郡誌、繙き來れば平々凡々、他人より見れば一舉手一投足の勞にして、敢て力を費したる所なきもの、如し、然れども其の濫觴を繙ぬれば其の紆餘曲折、如上の如き面倒あり、敢て讀む人に告げずんばあらず、一言する所以なり。  
宮城郡誌編輯部

昭和三年七月二十二日

篁洲 今泉 寅四郎 識

昭和三年九月廿五日印刷  
昭和三年九月三十日發行

定價 金拾圓

宮城縣宮城郡教育會

仙臺市教樂院丁六番地

印刷人 山本 晃

仙臺市教樂院丁六番地

印刷所 東北印刷株式會社

電話二八七番・八六〇番  
振替 仙臺 八〇番

仙臺市教樂院丁六番地

發賣所 東北印刷株式會社出版部



57  
10

7-2149  
7

即係三平武員三十日  
即係三平武員三十日

宣宣

宣宣

宣宣

宣宣

宣宣

宣宣

宣宣

宣宣

宣宣



577

106



